

第7章 経営局

第1節 農林漁業関係の税制

1 国税に関する改正

平成15年度における国税の改正は、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、次のとおり改正を行うこととされた。

具体的には、わが国産業の競争力強化のための研究開発・設備投資減税の集中・重点化、次世代への資産移転の円滑化に資する相続税・贈与税の一体化及び税率の引下げ、「貯蓄から投資へ」の改革に資する金融・証券税制の軽減・簡素化、土地の有効利用の促進に資する登録免許税の軽減、人的控除の簡素化等の観点からの配偶者特別控除（上乘せ部分）の廃止、消費税に対する信頼性・透明性を向上させるための免税点制度等の改革、酒税及びたばこ税の見直し等を一体として講じる一方、租税特別措置の整理合理化、その他所要の措置が講じられた。

〔なお、上記措置の実施により、平成15年度において1.5兆円程度の減税となり、多年度においては税収中立となる。〕

農林漁業関係税制については、食の安全・安心等対策、農業経営の安定・構造改革の加速化対策、都市と農山漁村の共生・対流等地域活性化対策、森林・林業施策及び水産政策の推進のための対策に対する各種の税制上の特例措置を講ずるほか、期限の到来する特例措置の適用期限の延長及び一部見直し等所要の措置が講じられた。

各税法の改正法の施行日は原則として平成15年4月1日である。また、『3 第156回国会において成立した（する）法律に基づく改正条項』に係る改正については各法の施行日による。

なお、平成14年8月には、法人税の連結納税制度の導入に関する改正が行われた。

(1) 所得税法

恒久措置の創設・拡充

特定退職金共済団体の要件である過去勤務等通算期

間に係る掛金の限度額が引き上げられた（限度額：2万2千円から3万円）（所令第73条）。

(2) 法人税法

恒久措置の創設・拡充

ア 組織再編税制において合併、分割、現物出資又は事後設立を行った後に適格合併を行うことが見込まれている場合の適格要件が見直された（法第2条第12号の14）。

イ 保険会社が保有する有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法（保有区分に係る責任準備金対応債権等の区分）に、全国共済農業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会が追加された（法令第119条の2第3項）。

(3) 登録免許税法

恒久措置の創設・拡充

農業共済組合及び同連合会が取得する事務所又は損害の認定のための建物の所有権の取得登記等について非課税としたうえで、農業共済組合が農業共済組合連合会から権利義務の承継をした場合及び農業共済組合が合併をした場合の不動産の所有権の移転登記の税率の軽減措置が廃止された（登法別表第3第23号の2、旧措法第78条の2第5項及び第6項）。

(4) 租税特別措置法

ア 特例措置の創設・拡充

(ア) 特定短期国債等に係る源泉徴収免除等の特例措置に国有林野事業特別会計法に基づく融通証券が追加された（法第41条の12）。

(イ) 商品取引に係る雑所得等の課税の特例について、申告分離課税への移行（恒久化）、税率の引き下げ（税率：20%から15%）が行われるとともに、純損失の繰越制度（繰越期間3年間）が創設された（措法第41条の14、第41条の15）。

(ウ) 牛海綿状脳症対策特別措置法の制定に伴い定められる飼料安全法に基づく新たな製造基準に即した飼料製造設備等に対する特別償却制度（特別償却率：機械等18%、建物等9%）が創設された（法第44条の8第1項、法第68条の24の2第1項）。

(エ) 試験研究費総額の一定割合の特別控除制度が創設されるとともに、増加試験研究費等の特別控除

制度（控除率：15％等）及び中小企業等に対する試験研究費等の特別控除制度が3年延長（食品流通構造改善促進法に係る個別規定を廃止）された（法第10条、第42条の4、第68条の9）。

- a 食品企業・農薬製造業
- b 鉱工業技術研究組合法
- c 中小企業経営革新支援法（沖縄振興特別措置法による読替え規定を含む）
- d 国の試験研究機関等との共同研究
- (ウ) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却（特別償却率：30％）又は特別控除制度（控除率：7％）が拡充されるとともに、2年（aは法期限まで）延長された（産業活力再生特別措置法、飲食店業のうちの大企業を除外）（法第10条の4、第42条の7、第68条の12）。
 - a 特定農産加工業者が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は特別控除（各条第1項第1号）
 - b 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は特別控除（各条第1項第4号）
 - c 中小企業経営革新支援法に基づく経営革新計画により取得する機械等の特別償却又は特別控除（各条第1項第5号）
- (エ) 産業活力再生特別措置法の改正に伴う以下の措置が創設、拡充及び2年延長された。
 - a 認定事業者が事業革新設備（「実証一号機」）を取得した場合の特別償却（特別償却率：40％等）（法第11条の4、第44条の4、第68条の21第1項）
 - b 共同事業再編計画に従って共同出資子会社を設立するために現物出資した場合の譲渡益課税の特例（認定事業者に係る匿名組合現物譲渡における譲渡損益に対する課税繰延を含む。）（新事業創出促進法による読替え規定は廃止）（法第66条、第68条の86）
 - c 認定事業者の設備廃棄等による欠損金の繰越期間の特例（法第66条の12）
 - d 認定事業者の設備廃棄等に係る欠損金の繰戻還付不適用の除外措置（法第66条の14、第68条の98）
- (オ) 離島振興対策実施地域における製造業等の機械装置等に係る特別償却制度（特別償却率：機械等11％等）に地域特産物の消費の増進に資する事業の用に供する施設が追加されるとともに、2年延

長された（法第12条第1項表第3号・4号、第45条第1項表第3号・第4号、第68条の27）。

- (ク) 農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営改善計画を実施する認定農業者の農業用機械等の割増償却制度（割増償却率：20％等）の適用期間が拡大（規模拡大農業者について認定後5年間から規模拡大要件達成後5年間に拡大）されるとともに、2年延長された（法第13条の3、第46条の3、第68条の32 各条第1項第1号及び第13条の3第1項第2号）。
- (ケ) 森林組合が同連合会の権利義務を包括承継する場合の所有権等の移転登記の税率の軽減措置（軽減税率：所有権の移転登記2％→0.2％等）が創設された（法第78条の2第6項）。
- (コ) 産業活力再生特別措置法の改正に伴い認定事業者が認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減措置（軽減税率：0.7％→0.15％等）が拡充された（法第80条の2）。
- イ 特例措置の適用期限の延長
 - 次に掲げる特例措置の適用期限が2年延長（ウ、エは率の見直しを含む）された。
 - (ア) 山林所得に係る森林計画特別控除（控除率：20％）（法第30条の2）
 - (イ) 多極分散型国土形成促進法に基づく中核的民間施設に係る特別償却（特別償却率：7％）（法第43条の3、第68条の18 各条第1項第1号）
 - (ロ) 中心市街地活性化法に基づく商業施設等に係る特別償却（特別償却率：商業施設8％等）（法第44条の7第1項、第68条の24 各項表第9号）
 - (ハ) 植林費の損金算入の特例措置（算入率：35％）（法第50条、第68条の38）
 - (ニ) 農協等の貸倒引当金の特例措置（16％増）（法第57条の9、第68条の59）
 - (ホ) 適格退職年金制度等の積立金に係る特別法人税の課税停止（法第68条の4）
 - (ヘ) 中小企業経営革新支援法に基づく経営基盤強化計画により取得する機械等の割増償却（割増償却率：27％）（法第13条の2、第46条、第68条の30 各条第1項第1号）
 - (セ) 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業により農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（軽減税率：所有権の移転登記5％→2.5％から2％→0.8％）（法第77条の2）
 - (ソ) 農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記の税率の軽減措置（軽減税率：0.4％→

0.15%) (法第78条)

(ロ) 農協が同連合会の権利義務を包括承継する場合の不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減措置 (軽減税率: 所有権の移転登記 5 % → 0.6 % から 2 % → 0.2 % 等) (法第78条の2第2項)

(ハ) 農業信用基金協会等の抵当権の設定登記等の税率の軽減措置 (軽減税率: 0.4 % → 0.1 %) (法第78条の3第3項)

ウ 特例措置の整理合理化

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された上、適用期限が2年延長 (カ)のうち家畜排せつ物処理・保管用施設については法家畜排せつ物法適用猶予期限まで、(キ)、(ク)は縮減のみ、(ケ)は縮減及び登録免許税法改正に伴う税率の見直し)された。

(ア) 山村振興法に基づく認定法人が保全事業等の用に供する機械等の特別償却 (特別償却率: 機械・装置15%、建物等 8 % から 6 % に縮減、取得価額: 機械・装置180万円以上から210万円以上、建物等2,000万円以上から2,300万円以上に引き上げ) (法第43条の3、第68条の18 各条第2項第1号)

(イ) 特定農山村法に基づく農林業担い手育成施設の特別償却 (特別償却率: 機械等15%から10%に縮減、建物等 8 %、取得価額: 2,000万円以上から2,300万円以上に引き上げ) (法第43条の3、第68条の18 各条第2項第2号)

(ロ) 中小小売商業用の共同利用施設等の特別償却 (特別償却率: 8 %、連鎖化事業等の廃止) (法第44条の7第1項、第68条の24 各項表第2号)

(ハ) 漁協等の留保所得の特別控除 (控除率: 32 % 等、専門農協の削除) (法第61条)

(ニ) 農用地利用集積準備金 (積立率: 10 % から 9 % に縮減) 及び圧縮記帳 (法第61の2、第61条の3、第68条の64、第68条の65)

(ホ) 食品企業、畜産農家等が取得した公害防止用設備等 (汚水処理用設備等) の特別償却 (特別償却率: 機械・装置16 % 等、対象設備等: 汚水処理用設備 (構築物) について槽以外を除外等、取得価額: 150万円以上から300万円以上に引き上げ等) (法第11条、第43条、第68条の16 各条第1項表第1号)

(ケ) 総合保養地域整備法に規定する同意基本構想に基づく重点整備地区内における一定の特定余暇利用施設の特別償却 (特別償却率: 基本構想承認後5年超7年以内10%、7年超8年以内8 % 等から5年超10年以内7 % 等に縮減) (法第11条の5、第44条の5、第68条の22)

(ク) 農村地域工業導入促進法に基づき設定された工業導入地区における工業用機械等の特別償却 (特別償却率: 機械等 9 % から 8 %、建物等 5 % から 4 % に縮減) (法第12条、第45条、第68条の27 各条第1項第1号)

(ケ) 半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度 (特別償却率: 機械等11 % 等、取得価額: 建物等2,300万円以上から2,500万円以上に引き上げ) (法第12条第1項表第2号、第45条第1項表第2号、第68条の27)

(コ) 試験研究のための支出金の特別償却及び試験研究用資産の圧縮記帳の特例措置 (食品流通構造改善促進法に係る個別規定は廃止) (法第18条、第52条、第66条の10、第68条の39、第68条の94)

a 鉱工業技術研究組合法

b 中小企業経営革新支援法

(サ) 農林中央金庫が特定農業協同組合等から事業譲渡により土地等を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置 (軽減税率: 所有権の全部譲渡 5 % → 0.6 % から 2 % → 0.2 % 等、対象行為: 所有権、地上権及び賃借権の一部譲渡を除外) (法第78条の2第12項)

エ 特例措置の廃止

次に掲げる特例措置が廃止された。

(ア) 中小企業者等の機械等の特別償却 (特別償却率: 30 %) 又は特別控除 (控除率: 7 %) に中小企業者等の機械等の特別償却 (特別償却率: 11 %) が吸収され廃止された (法第10条の3、第42条の6、第68条の11、旧法第12条の2、第45条の2、第68条の28)。

(イ) 技術等海外取引に係る所得の特別控除 (旧法第21条、第58条、第68条の60)

(ロ) 農協合併推進法人に係る特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 (旧令第39条の22第3項第8号)

(ハ) 農地等の生前一括贈与による所有権の移転登記等の税率の軽減措置 (旧法第77条)

(ニ) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の認定を受けた者が、同法に規定されているあっせんにより森林に係る土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置 (旧法第77条の3第2項)

オ その他

登録免許税法の本法税率の改正 (後述) に伴い、次に掲げる特例措置について軽減税率の改正及び廃止が行われた。

(ア) 税率改正

- a 国有農地の売渡しまたは売り払いに伴う所有権の移転登記等の税率の軽減措置（軽減税率：農地法36条の売渡しによる所有権の移転登記5%→2.5%から2%→0.8%等）（法第76条）
- b 農地保有合理化法人が農地保有合理化作業の実施により農用区域内で取得した農地等の所有権の移転登記の税率の軽減措置（軽減税率：5%→2.5%から2%→0.8%）（法第77条）
- c 農林中央金庫又は信漁連等が特定漁業協同組合等から全部事業譲渡により土地等を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置（軽減税率：所有権の移転登記5%→0.6%から2%→0.2%等）（法第78条の2第3項）
- d 漁業協同組合が同連合会から権利義務の承継をした場合の不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減措置（軽減税率：所有権の移転登記5%→0.6%から2%→0.2%等）（法第78条の2第4項）
- e 卸売市場法に基づく合併等に係る登記の税率の軽減措置（軽減税率：法人の合併による不動産の移転登記0.6%→0.3%から0.4%→0.1%等、法人の設立等による不動産の所有権の取得登記の特例を廃止）（法第80条）
- f 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減措置（軽減税率：所有権の移転登記6%→0.6%から2%→0.2%等）（法第81条）

(イ) 廃止項目

- a 農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村長の勧告等により農用区域内の農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（旧法第77条の3第1項第1号）
- b 農業振興地域の整備に関する法律に基づく交換分合により取得した土地の所有権の移転登記の税率の軽減措置（平成14年改正法附則第33条第2項）

2 地方税に関する改正

平成15年度における地方税の改正は、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、法人事業税への外形標準課税の導入、不動産取得税の税率の引下げ、特別土地保有税の課税停止、新增設に係る事業所税の廃止、平成15年度の固定資産税の評価替えに伴い土地に係る固定資産税・都市計画税の税負担の調整、個人住民税について配偶者特別控除（上乘せ

分）の廃止、配当所得・株式譲渡所得にかかる課税方式の見直し、地方のたばこ税の見直し等を行うとともに非課税等特別措置の整理合理化、その他所要の措置が講じられた。

農林漁業関係税制についても、BSE 対策実施のための一定の償却資産に係る課税標準の特例措置の創設、平成15年度以降の一般農地に対する負担調整措置の創設等各種の税制上の特例措置を講ずるほか、適用期限の到来する特例措置の適用期限の延長及び一部見直し等所要の措置が講じられた。

各税法の改正法の施行日は原則として平成15年4月1日である。また、『3 第156回国会において成立した（する）法律に基づく改正条項』に係る改正については各法の施行日による。

(1) 道府県民税及び市町村民税

ア 恒久措置の創設・拡充

商品取引に係る損益について、申告分離課税への移行（恒久化）、税率の引き下げ（税率：6%から5%）が行われるとともに、純損失の繰越制度（繰越期間3年間）が創設された（法附則第35条の4、第35条の4の2）。

イ 特例措置の適用期限の延長

適格退職年金制度の積立金に係る特別法人税課税停止措置が2年延長された（措法第68条の4による特別法人税の課税停止に伴うもの）。

(2) 事業税

特例措置の廃止

商品取引所の標準税率の特例措置（事業所得年400万円超7.5%）が廃止された（旧法第72条の22第1項）。

(3) 不動産取得税

ア 特例措置の創設・拡充

産業活力再生特別措置法の改正に伴い認定事業者からの営業譲渡に伴う税額の減額措置（1/6減額）の拡充等（対象に共同事業再編計画、経営資源再活用計画に従って譲渡される不動産を追加等）（法附則第11条の4第5項）

イ 特例措置の適用期限の延長

次に掲げる特例措置の適用期限が2年延長された。

(ア) 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により土地を取得等した場合の課税標準の特例措置（取得価格の1/3控除等）（法附則第11条第3項）

(イ) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく林業経営改善計画の認定を受けた者が知事のあっせんにより林地

を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格の1/3控除）（法附則第11条第24項）

ウ 特例措置の整理合理化等

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された上、適用期限が2年延長された。

(ア) 農林地所有権移転等促進事業により農用地を取得した場合の課税標準の特例措置（控除率：取得価格の1/5控除から1/6控除等に縮減）（法附則第11条第4項）

(イ) 入会林野整備等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づき入会権者等が取得する土地に対する減額措置（面積要件：18haから20haに引き上げ）（法附則11条の4第3項）

エ 特例措置の廃止

次に掲げる特例措置が廃止された。

(ア) 漁港漁場整備法の規定による貸付けを受けた水産業協同組合が国又は地方公共団体に無償で譲渡することとされている土地を取得した場合の不動産取得税の非課税措置（旧法附則第10条第2項）

(イ) 新事業創出促進法に規定する特定会社が産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画に従って創業等を行った場合の課税標準の特例措置（取得価額の1/10控除）（旧法附則第11条第21項）

(ウ) 農住組合が行う交換分合により土地を取得した場合の減税措置（税額から失った土地の固定資産税課税台帳記載金額の1/3を減額）（旧法附則第11条の4第5項）

(エ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき特定農産加工業者が承認計画に従って営業の譲渡により土地を取得した場合の減税措置（取得価額の1/10を減額）（旧法第11条の4第7項）

(4) 固定資産税・都市計画税

ア 特例措置の創設・拡充

(ア) 牛海綿状脳症対策特別措置法の基本計画に基づき死亡牛の化製処理を行う設備等に対する課税標準の特例措置（平成15年1月2日から同17年3月31日までに取得した場合の課税標準：3年間1/2）が創設された（法附則第15条第50項）。

(イ) 牛海綿状脳症対策特別措置法の制定に伴い定められる飼料安全法に基づく新たな製造基準に即した飼料製造設備等に対する課税標準の特例措置（平成15年4月1日から同17年3月31日までに取得した場合の課税標準：3年間1/2）が創設された（法附則第15条第51項）

(ウ) 平成15年度以降の一般農地に対する負担調整措置が創設された（法附則第19条）。

イ 特例措置の適用期限の延長

食品企業等が脱特定物質対応型設備を取得した場合の課税標準の特例措置（課税標準：3年間5/6）の適用期限が2年延長された（法附則第15条第31項）。

ウ 特例措置の整理合理化等

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された上、適用期限が2年延長（(ア)、(ウ)は縮減のみ）された。

(ア) 都道府県農業会議及び全国農業会議所が直接その事業の用に供する固定資産税の非課税措置（家屋を除外）（法第348条第2項第13号の2）

(イ) 地域エネルギー利用設備の課税標準の特例措置（課税標準：3年間5/6等、対象から太陽熱設備、地熱設備（施設園芸用地熱利用温風発生装置）を除外、取得価額：600万円以上から660万円以上に引き上げ）（法附則第15条第14項）

(ウ) 農山漁村電気導入促進法に規定する農林漁業団体が発電所等の用に供する家屋及び償却資産に対する課税標準の特例措置（課税標準：1/2から2/3に縮減）（法附則第15条第1項）

エ 特例措置の廃止

旧農業者年金基金法第19条第2項に規定されていた福祉施設に係る固定資産税の非課税措置が廃止された（第151回国会における農業者年金基金法改正に伴い廃止された事業に係る落とし漏れ）（旧法第348条第2項第10号の3、第348条第2項第10号の7）。

(5) 特別土地保有税

ア 特例措置の創設・拡充

(ア) 多極分散型国土形成促進法に基づく中核的民間施設用地に係る非課税措置の要件が緩和（第3セクターの要件撤廃）されるとともに2年延長された（法第586条第2項第1号の2）

(イ) 離島振興対策実施地域における製造業等の事業用地に係る非課税措置に農林水産業体験施設等が追加及び2年延長された（法第586条第2項第1号の12）

イ 特例措置の適用期限の延長

次の特例措置の適用期限が2年（(エ)は法の期限まで）延長された。

(ア) 山村振興法に基づく認定法人が保全事業等の用に供する土地に係る非課税措置（法第586条第2項第1号の8）

(イ) 半島振興対策実施地域における製造業等の事業用地に係る非課税措置（法第586条第2項第1号の17）

(ウ) 中心市街地活性化法に基づく認定事業者が中心

市街地食品流通円滑化事業の用に供する土地に係る非課税措置（法第586条第2項第1号の24）

- (エ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法のに基づき特定農産加工業者等が実施する事業用の土地に係る非課税措置（法第586条第2項第15号）

(6) 事業所税

ア 特例措置の創設・拡充

牛海綿状脳症対策特別措置法の基本計画に基づき死亡牛の化製処理を行う設備等に対する非課税措置の創設（法附則第32条の3第3項）

イ 特例措置の適用期限の延長

次の特例措置の適用期限が2年（イ）は1年）延長された。

- (ア) 多極分散型国土形成促進法に基づく中核的民間施設に係る特例措置（資産割5年間1/2控除）

（法附則第32条の7第2項）

- (イ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき特定農産加工業者等が実施する事業用の施設に係る課税標準の特例（資産割・従業員割1/2、新增設分を除外）（法附則第32条の8第2項）

ウ 特例措置の整理合理化

次に掲げる特例措置について、その特例内容が縮減された。

- (ア) 農林漁業用生産施設の非課税（対象から樹苗養成施設、漁業生産資材保管施設を除外）（法第701条の34第3項第11号）
- (イ) 農業協同組合等の共同利用施設の非課税（対象から①託児施設及び共同炊事施設、②有線ラジオ放送業務又は有線放送電話業務の用に供する施設、③発電、送電、変電、配電又は受電のための施設を除外）（法第701条の34第3項第12号）

エ その他

新增設に係る事業所税の廃止に伴い、各特例において該当部分が廃止（上記イのイも同様）された。このことにより新增設に係る特例のみの以下の措置については特例そのものが廃止されることとなった。

- (ア) 中小企業金融公庫等の資金による総合的な流通業務施設の新増設割の特例（1/2控除）（旧法第701条の41第1項第9号）
- (イ) 木材市場、倉庫等を利用させる事業を目的として設立された一定の法人が建築主であるものに係る新増設割の特例（3/4控除、1/2控除）（旧法第701条の41第7項）

3 第156回国会において成立した（する）法律に基づく改正条項

- ア 平成14年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成15年法律第2号）

平成14年度の水田農業経営確立助成補助金等に係る特例措置が講じられた（個人が交付金を受けた場合には一時所得扱い、法人が交付を受けて固定資産を取得等した場合は圧縮記帳）（所得税・法人税）。

- イ 漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律（平成15年法律第13号）

- (ア) 特定の漁業協同組合の合併についての企業組織再編税制における適格合併の適用（法人税）（措法第68条の3）

- (イ) 特定の漁業協同組合の合併の際に被合併漁業協同組合から取得する不動産等の権利の移転登記の税率の軽減措置（軽減税率：所有権の移転登記2%→0.1%等）の創設（登録免許税）（措法第78条の2第5項）。

- (ウ) 上記の措置に伴い、留保所得の課税の特例（旧昭和53改正措法附則）及び合併推進法人の負担金の損金算入措置（旧措令第39条の22第3項第11号）が廃止された。

- ウ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第74号）

以下の特例措置が創設された。

- (ア) 牛海綿状脳症対策特別措置法の制定に伴い定められる飼料安全法に基づく新たな製造基準に即した飼料製造設備等に対する特別償却（省令改正後から平成17年3月31日まで、特別償却率：機械等18%、建物等9%）（法人税）（法第44条の8第1項、第68条の24の2第1項）

- (イ) 牛海綿状脳症対策特別措置法の制定に伴い定められる飼料安全法に基づく新たな製造基準に即した飼料製造設備等に対する課税標準の特例措置（平成15年4月1日から同17年3月31日までに取得した場合の課税標準：3年間1/2）（固定資産税）（地法附則第15条第51項）

- エ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(HACCP手法支援法)の一部を改正する法律(案)

- (ア) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の改正に伴う以下の特例措置の2年（ア）については3年）延長（以下ア～ウ）所得税・法人税共通）

- a 試験研究費総額の一定割合の特別控除制度が

- 創設及び増加試験研究費等の特別控除制度の延長等（措法第10条、第42条の4、第68条の9）
- b 製造過程管理高度化設備等を取得した場合の特別償却（建物・付属施設6%等）（措法第11条の8、第44条の8第2項、第68条の24の2第2項）
- c 支出金の特別償却及び試験研究用資産の圧縮記帳（法第18条、第52条、第66条の10、第68条の39、第68条の94）
- (i) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく高度化計画に従い、事業協同組合等が一定の資金の融資を受け家屋等を取得した場合の課税標準の特例措置（公庫融資相当分を減額）の存続（不動産取得税）（法第73条の14第6項）
- オ 林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律（案）
- (ア) 林業改善資金助成法関係
- 法改正に伴い林業・木材産業改善資金（名称変更を含む、以下同じ）の貸付対象者に追加される木材卸売業者等を、以下の措置の適用対象に追加するとともに、規定が整備された。
- a 農林漁業信用基金が、林業・木材産業改善資金助成法に掲げる債務を担保するために受ける抵当権の設定登記の税率の軽減措置（登録免許税）（措法第78条の3第3項第2号）
- b 同資金の貸付を受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置（不動産取得税）（地法第73条の14第6項）
- c 同資金の貸付を受けて共同利用に供する機械及び装置を取得した場合の課税標準の特例措置（課税標準：3年間1/2）（固定資産税）（地法第349条の3第4項）
- (i) 林業経営基盤強化法関係
- 以下の措置について継続、存続及び規定が整備された。
- a 林業経営基盤強化法に基づき林業経営改善計画を実施する認定林業者の林業用機械等の割増償却制度（割増償却率：20%）（所得税・法人税共通）（措法第13条の3第1項第3号、第46条の3第1項第2号、第68条の32第1項第2号）
- b 森林所有者が認定林業者に都道府県知事のあっせんにより林地を譲渡した場合の特別控除（所得税・法人税共通）（措法第34条の3第2項第8号、第65条の5第1項第4号、第68条の76第1項）

- c 林業経営基盤強化法に基づく資金の貸付を受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置（不動産取得税）（地法第73条の14第6項、法附則第11条第2項）
- d 林業経営基盤強化法に基づく資金の貸付を受けて共同利用に供する機械及び装置を取得した場合の課税標準の特例措置（固定資産税）（地法第349条の3第4項）

4 そ の 他

(1) 抜本的改革関係

ア 所得税

配偶者特別控除のうち控除対象配偶者（合計所得金額38万円以下の配偶者）について配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除が廃止された。

（注）上記の改正は、平成16年分以後の所得税について適用される。

イ 所得税・法人税共通

試験研究費の総額に対する特別控除制度の創設等の研究開発減税、IT投資促進税制の創設等の設備投資減税、中小・ベンチャー企業支援の各種減税等の措置が講じられた。

農林水産業・食品企業等に対する主なものとして以下の措置が適用される。

(ア) 試験研究費の総額の一定割合（8～10%。平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間については2%上乗せして10～12%）の税額控除制度（増加試験研究税制との選択制）

(イ) 平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間に、IT関連設備等の取得等をし、事業の用に供した場合、取得価額の50%の特別償却又は10%の税額控除の選択適用の特例制度

(ウ) 中小企業者又は農業協同組合等が、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に、取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、取得価額の全額の損金算入を認める特例制度

ウ 相続税・贈与税

(ア) 相続時精算課税制度の創設

20歳以上の子が65歳以上の親から受ける贈与について、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する制度が、現行の制度（暦年課税）との選択制で導入された（贈与時の非課税枠は累積で2,500万円を限度として複数年にわたって適用可能。非課税枠を超える部分については税率20%で課税）。

(イ) 相続税・贈与税の税率構造の見直し

相続税について、最高税率を50%（改正前70%）に下げるとともに、税率の刻みを6段階（改正前9段階）に簡素化。（表1参照）

贈与税（暦年課税）についても、相続税に準じて見直された。（表2参照）

- (ウ) 住宅取得資金等に係る相続時精算課税制度の特例の創設

平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に、住宅の取得又は増改築に充てる資金を贈与により取得した場合には、65歳未満の親からの贈与についても相続時精算課税制度を選択できるとともに、これらの資金の贈与については2,500万円の非課税枠（特別控除）に1,000万円を上乗せし、非課税枠（特別控除）を3,500万円とする特例が創

設された。

- (エ) 現行の住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例（5分5乗方式）については、平成17年12月31日まで、経過措置として存置される。

（注）上記(エ)の経過措置の適用を受けた場合には、その適用年分以後5年間は、前記の相続時精算課税制度は選択できない。

表 1 相続税の速算表

改正前		改正後		
法定相続人の取得金額	税率	法定相続人の取得金額	税率	控除額
8百万円以下	10%	1千万円以下	10%	一万円
16 "	15 "	3 "	15 "	50 "
3千万円以下	20 "	5 "	20 "	200 "
5 "	25 "	1億円以下	30 "	700 "
1億円以下	30 "	3 "	40 "	1,700 "
2 "	40 "	3億円超	50 "	4,700 "
4 "	50 "			
20 "	60 "			
20億円超	70 "			

表 2 贈与税（暦年課税）の速算表

改正前		改正後		
課税価格	税率	課税価格	税率	控除額
1.5百万円以下	10%	2百万円以下	10%	一万円
2 "	15 "	3 "	15 "	10
2.5 "	20 "	4 "	20 "	25
3.5 "	25 "	6 "	30 "	65
4.5 "	30 "	1千万円以下	40 "	125
6 "	35 "	1千万円超	50 "	225
8 "	40 "			
1千万円以下	45 "			
1.5 "	50 "			
2.5 "	55 "			
4 "	60 "			
1億円以下	65 "			
1億円超	70 "			

（注）上記(ア)、(イ)の改正は、平成15年1月1日以後の相続又は贈与から適用する。

エ 消費税

(ア) 中小事業者に対する特例措置

- a 事業者免税点制度の適用上限が課税売上高1,000万円以下（改正前3,000万円以下）に引き下げられた。
- b 簡易課税制度の適用上限が課税売上高5,000万円以下（改正前2億円以下）に引き下げられた。

(イ) 申告納付制度等

直前の課税期間の年税額が4,800万円（地方消費税込6,000万円）を超える事業者は、中間申告納付を毎月（改正前3月ごと）行うこととし、原則として、前年確定税額の1/12ずつ申告納付することとされた。

（注）上記(ア)、(イ)の改正は、平成16年4月1日以後に開始する課税期間から適用される。

(ウ) 総額表示の義務付け

事業者が消費者に対して商品等の取引価格を表示する場合、消費税額（含む地方消費税額）を含めた価格を表示することが義務付けられた。

なお、本措置は16年4月1日から適用される。

オ その他

(ア) NPO 税制

認定 NPO 法人の認定要件を緩和するとともに、認定 NPO 法人についてみなし寄附金制度が導入された。

(イ) 石油税

LPG 及び LNG に係る石油税の税率を引上げ

るとともに、新たに石炭を課税対象に追加することとされ、名称も石油石炭税に改められた。

なお、本措置は平成16年10月1日から適用される。

(ウ) 自動車関係諸税の特例

揮発油税及び地方道路税並びに自動車重量税について、税率の特例措置の適用期限が5年延長された。

カ 事業税

資本金1億円超の法人について、現行の所得等に加え、給与や資本等の金額を課税標準とする外形標準課税制度が創設された（地法72の12、72の24の7、地法附則40⑩）。

なお、本措置は平成16年4月1日以後に始まる事業年度から適用される。

・ 課税標準

電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業については各事業年度の収入金額

特別法人、資本の金額が1億円以下の法人等については各事業年度の所得及び清算所得（以下、『所得等』という）

その他の法人については各事業年度の付価値額、資本等の金額、所得等

・ 標準税率

標準税率については表3を参照

表3 事業税（外形標準課税）標準税

標準税率・・・	収入金額課税法人（注1）			1.3%
	一般法人	付加価値割		0.48%
		資本割		0.2%
		所得割	400万円以下の金額	3.8%
			400万円超800万円以下の金額	5.5%
			800万円超の金額及び清算所得	7.2%
	特別法人 （注2）	所得割	400万円以下の金額	5.0%
			400万円超の金額及び清算所得	6.6%
	その他（資本金1億円未満の法人等）	所得割	400万円以下の金額	5.0%
			400万円超800万円以下の金額	7.3%
			800万円超の金額及び清算所得	9.6%

（注1）電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を行う法人

（注2）協同組合、証券取引所及び商品取引所、医療法人等

表 4 登録免許税

税 率		登記の種類	課税標準	税率	時限措置
6/1,000		不動産の所有権の保存登記	不動産の価額	4/1,000	2/1,000
6/1,000	⇒	不動産の所有権の移転登記	不動産の価額	4/1,000	2/1,000
4/1,000		相続・合併による登記	不動産の価額	4/1,000	2/1,000
50/1,000		共有物の分割による登記	不動産の価額	20/1,000	10/1,000
25/1,000		売買等による登記	不動産の価額	20/1,000	10/1,000
4/1,000		不動産の抵当権の設定登記	債権金額	4/1,000	

(イ)アの改正に伴い、土地に関する登記のうち不動産の価額を課税標準とする登記に係る登録免許税について、課税標準を固定資産税台帳の登録価格の1/3とする措置が廃止された。

キ 事業所税

平成15年3月31日をもって、新增設に係る事業所税が廃止された。

(2) 土地税制関係

ア 登録免許税

不動産の価額を課税標準とする登記に係る登録免許税について、本則税率を以下のとおり改正するとともに、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間の措置として、表4のとおり税率を軽減する措置が講じられた。

イ 不動産取得税

平成15年4月1日から平成18年3月31日までの3年間に限り、標準税率を3%（改正前4%）とする措置が講じられた。

ウ 固定資産税・都市計画税

平成15年度評価替えの実施により、固定資産税収が大幅な減収となること、市町村財政が極めて厳しい状況であること等を踏まえ、商業地等の宅地に係る課税標準額の上限（評価額の70%）を維持するとともに、課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。

一般農地の対する固定資産税の負担調整措置は、現行と同様とされた。

都市計画税についても固定資産税の改正に伴い所要の改正が行われた。

エ 特別土地保有税

現下の経済情勢に鑑み、平成15年度以後当分の間、新たな課税は行わないものとされた。

(3) 特殊法人等改革関係

特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき特殊法人等が独立行政法人等に移行することに鑑み、国税、地方税において、各独立行政法人等の出資者規制、残余財産や剰余金の分配規制など

に応じ、各独立行政法人等を公共法人又は公益法人等と整理する等所要の措置が講じられた。

なお、各法人の移行に係る関係法律等については第155回国会（臨時国会）にて可決・成立しており、農林水産省関係の各法人の新法人への移行はいずれも平成15年10月1日となっている。

概要については表5、6を参照。その他個別規定についても所要の措置が講じられた。

表5 農林水産省関係の特殊法人等整理合理化に係る整理表（国税）

新法人の名称 (仮称)		現行の法人		法人税法		所得税法		登録免許税法			印紙税法		消費税法		担当 局庁	
				別表1「公共法人」：非課税 別表2「公益法人等」：収益事業課税等 別表3「協同組合等」：軽減税率		別表1「公共法人等」：非課税 別表2～6：省略		別表1：税率表 別表2：非課税法人 別表3：非課税登記		別表1：課税物件表 別表2：非課税法人 別表3：非課税文書	別表1：非課税譲渡 別表2：外国貨物 別表3：国等の特例					
				改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	承継特例	改正前	改正後	改正前	改正後		
1	独立行政法人 農業・生物系特 定産業技術研究 機構	①	独立行政法人 農業技術研究機 構	別表1 (告示)	別表2：収益事業課税、軽 減税率の適用	別表1 (告示)	別表1： 非課税	別表2 (告示)	別表3 ※一部を除 き旧農研機 構の業務に 係るものを 非課税とす る		○	別表2 (告示)	別表3 ※一部を除 き旧農研機 構の業務に 係るものを 非課税とす る	別表3 (告示)	技術会 議	
		②	生物系特定産業 技術研究推進機 構	課税 (普通)	※収益事業除外特例(新規) ※政令案件	課税		課税				課税		別表3	技術会 議 生産局	
2	独立行政法人 水産総合研究セ ンター	③	独立行政法人 水産総合研究セ ンター	別表1 (告示)		別表1 (告示)		別表2 (告示)				別表2 (告示)		別表3 (告示)	水産庁	
		④	海洋水産資源開 発センター	別表2 (掲名)	別表1：非課税	別表1 (掲名)	別表1： 非課税	課税	別表2： 非課税	—		課税	別表2： 非課税	別表3 (掲名)	別表3	水産庁
		⑤	㈱日本栽培漁業 協会	別表2 (社団)		別表1 (社団)		課税				課税		別表3 (社団)		水産庁
3	独立行政法人 緑資源機構	⑥	緑資源公団	別表1 (掲名)	別表1：非課税	別表1 (掲名)	別表1： 非課税	別表2 (掲名)	別表2： 非課税	—		別表2 (掲名)	別表2： 非課税	別表3 (掲名)	別表3	林野庁 農振局
4	独立行政法人 農畜産業振興機 構	⑦	農畜産業振興事 業団	別表2 (掲名)	別表1：非課税 ※収益事業除外特例(廃止) ※補助金等の範囲(圧縮記 帳)既定(削除)	別表1 (掲名)	別表1： 非課税	課税	別表2： 非課税	—		別表3	別表2： 非課税	別表3 (掲名)	別表3	生産局
		⑧	野菜供給安定基 金	別表2 (掲名)		別表1 (掲名)		課税				課税		別表3 (掲名)		生産局
5	独立行政法人 農林漁業信用基 金	⑨	農林漁業信用基 金	別表2 (掲名)	別表2：収益事業課税、軽 減税率の適用 ※収益事業除外特例(継続)	別表1 (掲名)	別表1： 非課税	課税	課税	○		別表2 (掲名)	別表2： 非課税 (掲名)	別表3 (掲名)	別表3	経営局 (林野) (水産)
6	独立行政法人 農業者年金基金	⑩	農業者年金基金	別表2 (掲名)	別表2：収益事業課税、 軽減税率の適用 ※収益事業除外特例(継続)	別表1 (掲名)	別表1： 非課税	別表3	別表3	○		別表3	別表3	別表3 (掲名)	別表3	経営局

地価税：法人税法に定められた「公共法人」、「公益法人」等を引用

表6 農林水産省関係の特殊法人等整理合理化に係る整理表（地方税）

新法人の名称 (仮称)		現行の法人		住民税 (均等割)		住民税 (法人税割)		住民税 (利子割)		事業税		事業所税		改正後の不動産 取得税、固定資 産税、都市計画 税、特別土地保 有税の用途非課 税等	改正後の自動 車税、並区税、 軽自動車税、 自動車取得 税、水利地益 税、共同施設 税、宅地開発 税の課税関係	承継特例
				・非課税法人 [法25①一、296①一] ・軽減税率の適用法人 [52、312] ＝法人税法別表第1・ 2の法人		・法人税額が課税標準 ・非課税法人(掲名法人) [法25①一、296①一] ・収益事業課税法人 (掲名法人) [法25①二、296①二]		・非課税法人 [法25の2②] ＝所得税法別表第1 の法人		・非課税法人(掲名法 人) [法72の4①] ・非課税所得(掲名法 人) [法72の5①]		・公益法人の非課税 [法701の34①] ＝法人税法別表第1の 法人 ・収益法人等の収益事業 課税[法701の34]				
				改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後			
1	独立行政法人 農業・生物系特 定産業技術 研究機構	①	独立行政法人 農業技術研究 機構	非課税独法 法25①一	軽減税率 法人税法 別表第2	非課税独法 法25①一	実質、取 益事業課 税法人税 法別表第2	非課税 所得税法 別表第1 (独法)	非課税 所得税法 別表第1	非課税独法 法72の4① 一	非課税所 得(非課税 とする所 得について 別途整理)	非課税独法 法701の34 ③十四、61 法附則14③	収益事業 課税 法人税恵 別表第2 個別の非 課税措置 について 別途整理)	用途非課税(農 研機構分)につ いて別途整理 (現行用途非課 税)生研機構に ついて不動産取 得税、固定資産 税等	課税	不動産取得税、 自動車取得税
		②	生物系特定産 業技術研究推 進機構	課税		課税		課税		課税						
2	独立行政法人 水産総合研究 センター	③	独立行政法人 水産総合研究 センター	非課税独法 法25①一		非課税独法 法25①一		非課税 所得税法 別表第1 (独法)		非課税独法 法72の4①	非課税所 得(非課税 とする所 得について 別途整理)	非課税独法	非課税 法人税法 別表第1	用途非課税につ いて別途整理 注)現行制度上、 個別の用途非課 税措置はない。 日農協は地方 税法348②十二 (公益法人の学 術研究資産)の 適用を受けてい る。	課税 (現行どおり)	不動産取得税、 自動車取得税
		④	海洋水産資源 開発センター	軽減税率 法人税法 別表第2	軽減税率 法人税法 別表第2	実質、取 益事業課 税法人税 法別表第2	実質、取 益事業課 税法人税 法別表第1	非課税 所得税法 別表第1 (掲名)	同左	非課税所得 法72の5① 六(掲名)	非課税所 得(非課税 とする所 得について 別途整理)	収益事業課 税法人税法 別表第2(掲 名)	非課税 法人税法 別表第1			
		⑤	㈱日本栽培漁 業協会	軽減税率 法人税法 別表第2		実質、取 益事業課 税法人税 法別表第2	非課税 所得税法 別表第1 (社団)	非課税 所得税法 別表第1 (社団)		非課税所得 法72の5① 一(社団)	非課税所 得(非課税 とする所 得について 別途整理)	収益事業課 税法人税法 別表第2(社 団)				
3	独立行政法人 緑資源機構	⑥	緑資源公団	軽減税率 法人税法 別表第1	同左	実質、取 益事業課 税法人税 法別表第1	同左	非課税 所得税法 別表第1 (掲名)	同左	非課税所得 法72の4① 二(掲名)	同左	非課税 法人税法 別表第1 (掲名)	同左	用途非課税 (現行どおり)	課税 (現行どおり)	不動産取得税、 自動車取得税
4	独立行政法人 農畜産業振興 機構	⑦	農畜産業振興 事業団	軽減税率 法人税法 別表第2		実質、非課税 収益事業 課税法人 税法別表 第2	同左	非課税 所得税法 別表第1 (掲名)	同左	非課税所得 法72の5① 七(掲名)	非課税所 得(非課税 とする所 得について 別途整理)	収益事業課 税法人税法 別表第2(掲 名)	同左	課税 (現行どおり)	課税 (現行どおり)	不動産取得税、 自動車取得税
		⑧	野菜供給安定 基金	軽減税率 法人税法 別表第2		取益事業か らの除外措 置(法人税法 施行令第5条 一)	同左	非課税 所得税法 別表第1 (掲名)	同左	非課税所得 法72の5① 四(掲名) 令第67の22		収益事業課 税法人税法 別表第2(掲 名)	同左	注)現行制度上、 個別の用途非課 税措置はない。	課税 (現行どおり)	
5	独立行政法人 農林漁業信用 基金	⑨	農林漁業信用 基金	軽減税率 法人税法 別表第2	同左	実質、取 益事業課 税法人税 法別表第2	同左	非課税 所得税法 別表第1 (掲名)	同左	非課税所得 法72の5① 四(掲名)	同左	収益事業課 税法人税法 別表第2(掲 名)	同左	課税 (現行どおり)	課税 (現行どおり)	不動産取得税、 自動車取得税
6	独立行政法人 農業者年金基 金	⑩	農業者年金基 金	軽減税率 法人税法 別表第2	同左	実質、取 益事業課 税法人税 法別表第2	同左	非課税 所得税法 別表第1 (掲名)	同左	非課税所得 法72の5① 四(掲名)	同左	収益事業課 税法人税法 別表第2(掲 名)	同左	課税 (現行どおり)	課税 (現行どおり)	不動産取得税、 自動車取得税

第 2 節 農業経営基盤の強化

1 農業経営基盤強化促進法

農業経営の規模拡大と農用地の効率的な利用の促進を図ることを目的に、昭和50年に農業振興地域の整備に関する法律の一部改正により農用地利用増進事業が創設された。また、昭和55年にはこの事業をさらに発展させ、地域全体として農業生産力の増進を図るため、農用地利用増進法が制定され、さらに、平成元年の一部改正を経て、地域の実情に応じた農用地の有効利用と流動化の促進に着実な成果をあげてきた。

その後、近年の農業・農村をめぐる状況の変化に対応して、平成5年、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するための措置を総合的に講じ、農業の健全な発展に寄与する」ことを目的に、農用地利用増進法を一部改正し、法律の題名を「農業経営基盤強化促進法」と改めた。

(1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等の作成

都道府県及び市町村がそれぞれ農業経営基盤の強化のため、基本方針及び基本構想を定め、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、育成すべき農業経営に関する目標、農地保有合理化法人に関する事項等を定めた。

(2) 農業経営改善計画の認定制度

農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等農業経営の改善を図るための農業経営改善計画を市町村基本構想に照らして、市町村が認定する。

この認定農業者に対しては、農用地の利用を集積するとともに、税負担の軽減、農林漁業金融公庫等による資金の貸付けの配慮、国、地方公共団体、農業団体による経営関係の研修、農業従事者の養成及び確保の円滑化等の支援措置を講ずることとしている。

(3) 農業経営基盤強化促進事業

農用地利用増進法の一部改正に伴い、農用地利用増進事業を農業経営基盤強化促進事業と改め、育成すべき農業経営基盤の強化を総合的に推進する。

ア 利用権設定等促進事業

貸し借りを中心に農用地等の権利移動を円滑に進める事業で、市町村が農地の貸し手、借り手の間を調整して、権利の設定、移動をまとめた「農用地利用集積計画」を作成、公告することにより農用地等

の貸借、売買を行うものである。

イ 農用地利用改善事業

一定地域内の農業者等が協力し、作付地の集団化、農作業の効率化等及びこれらを実施するに当たって必要となる農地利用調整等を進めるための申し合わせ（農用地利用規程）を持った組織を作り、その意向に基づき農用地の有効利用と総合的な農業生産力の向上を進めようとするものである。なお、特に農用地の受け手がいない地域等、将来の農業の担い手の確保に不安がある地域においては、地域の農用地の利用を集積して適切に管理し、有効利用する農業生産法人を農用地利用規程に明確化（特定農業法人）し、当該法人への農用地の利用集積を円滑に推進するための支援措置を講じている。

ウ その他農業経営基盤の強化を促進する事業

地域の労働力、機械、施設を有効的に利用するために、農作業受委託のあっせん、受託農業者の組織化等により農作業の受委託を促進するとともに、農業従事者の養成及び確保を促進しようというものである。

2 農業経営総合対策

(1) 対策の目的

近年における農村社会の高齢化、兼業化の進行とこれに伴う農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加等の問題に対処するため、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）及び同法に基づき策定された食料・農業・農村基本計画（平成12年3月24日閣議決定）に基づき、経営感覚に優れた「効率的かつ安定的な農業経営」を育成し、これら農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが緊急の課題となっている。

このため、農業経営に関連する施策について、関連諸事業を統合することにより農業経営の効率化や高付加価値化等に向けた地域の農業者の創意工夫を活かした主体的な取組を一体的に促進し、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）を中心とする担い手の育成、担い手への農地の利用集積、農業生産法人その他の農業を営む法人（以下「農業法人」という。）の育成をはじめ、新規就農者の確保・育成、農業生産法人その他の農業を営む法人の育成、経営構造対策、女性・高齢者等の活動支援を総合的かつ一体的な事業実施方針の下で実施するものである。

(2) 対策の内容

本対策は、地域の実情に応じつつ、都道府県及び市町村が作成した地域農業マスタープラン又はこれに準ずるものの達成に向け、次に掲げる事業を適切に組み合わせるとともに各種関連対策との連携を図ることにより、総合的に実施する。

ア 農業経営総合対策推進事業

農業経営総合対策推進事業は、地域全体の取組として、認定農業者を中心とする担い手の育成、新規就農の促進、農業法人の経営活動の支援、等を図るため、次の事業を実施するものとする。

(ア) 担い手育成総合支援事業

a 地域農業サポート支援事業

この事業は、地域農業の担い手を明確化し、担い手の育成から経営の安定及び農業生産を核とした高付加価値農業の展開等による経営の多角化、組織的営農への取組の促進等担い手に対する総合的な支援策を講じるために必要な各種事業を実施するものとする。

(a) 農業経営体活性化事業(食のシンクタンク)

基盤強化法第6条の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)の具体化、認定農業者の農業経営改善計画の達成及び認定志向農業者の農業経営改善計画の作成等を支援するため、次に掲げる活動を実施する。

(15年度予算額 10億5,109万2千円)

① 食のシンクタンク実践支援事業

都道府県段階に、試験研究機関、マーケティング・プランナー、食品製造業者、商工団体及び消費者団体等の関係機関・団体により構成される農業経営体活性化推進会議を設置し、新商品開発に向けた意見交換や相談活動及び情報提供等を実施する。

② 経営改善支援事業

認定農業者等が行う経営改善に向けた取組みに対し、経営相談・診断、各種経営研修、経営情報の提供活動等の支援活動を実施するとともに、基本構想の実現に向けた農業関係機関・団体の連携による啓もう普及活動及び生産対策と一体となった農業経営総合対策等の円滑な実施を図る。

③ 農業経営展開支援リース事業

認定農業者等が経営改善計画の実現、又は、地域内農地の集積や農業技術等のノウ

ハウを地域全体に波及させる等の地域貢献活動の実施に必要とする機械・施設についてリース方式による導入を支援する。

(b) 地域農業構造改革緊急対策推進事業

この事業は、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向け、農地の利用集積、集団化、集落営農の新たな確立と効率化、加工・流通・販売部門も含めた農業経営の法人化等を推進する必要があることから、地域における多様な農業の実情に応じた構造改革を推進するため、地域において、「育成すべき担い手」の明確化、その経営展開の方向等を内容とする「地域農業構造改革計画」の策定を支援するものである。

(15年度予算額 9,810万1千円)

(c) 経営情報総合調査分析事業

この事業は、認定農業者等育成すべき農業経営の個別・具体的な経営実態を継続的に把握し、経営環境の解析に基づく経営分析を行うとともに、これらの農業経営が抱える基礎的な経営課題について調査・分析を行うことを通じて、認定農業者等育成すべき農業経営の経営内容を的確に把握し、経営政策の基礎資料とするものである。

(15年度予算額 1,612万円)

b 高度情報化・IT化総合支援事業

この事業は、情報通信技術(以下「IT」という。)指導人材の育成、農業者等の情報利活用能力の向上、地域農業改良普及センター等の電子化の推進等農業経営へのIT活用を総合的に支援するために必要な各種事業を実施するものとする。

(平成15年度予算額 9億8,127万円)

(イ) 新規就農促進総合支援事業

この事業は、広く農業内・農業外から新規就農者を確保するため、新規参入者等に対する就農相談体制の整備、技術・経営研修の充実等の総合的な新規就農支援システムの構築、及び文部科学省との連携による学校内外における農業・農村体験学習等を推進するために必要な各種事業を実施するものとする。(本事業の詳細は、第10節を参照)

(ウ) 法人経営活動支援事業

この事業は、法人化の普及啓発から商品企画等のマーケティング力の向上による経営発展等、段階に応じた総合的な支援を推進するために必要な

各種事業を実施するものとする。

農業法人総合支援事業

この事業は、経営管理能力の向上、労働環境の改善、対外信用力の向上等様々な利点を有する農業経営の法人化を推進するための普及・啓発、法人経営に関する調査・研究、情報提供、法人化を志向する農業者を対象とした法人設立相談・指導等に対する支援活動を実施し、我が国農業の担い手である効率的かつ安定的な農業法人経営の育成を図り、地域農業・社会の活性化に資する。

(15年度予算額 4億2,264万円)

(エ) 女性・高齢者等活動支援事業

a 魅力ある農山漁村づくり支援事業

この事業は、高齢者の自立的活動、都市高齢者等とともに行う地域づくり活動及び都市部の住民が行う園芸活動への指導活動を促進するとともに、農協による介護活動のための体制整備や人材育成に対する支援に必要な各種事業を実施するものとする。(主な施策は、第11節を参照)

b 男女共同参画社会の実現に向けたチャレンジ支援事業

この事業は、女性の経営参画及び社会参画へのチャレンジ支援とともに、若い女性の農山漁村への定着を図るため、意識啓発、資質の向上、育児と農業の両立支援等のための各種事業を実施するものとする。(主な施策は、第11節を参照)

(オ) 協同組合活動支援事業

この事業は、農業協同組合等の役職員の資質向上等を図り、協同組合活動の充実・促進を支援するために必要な各種事業を実施するものとする。

イ 農業経営総合対策事業

農業経営総合対策事業は、次の4つの事業とする。

(ア) 経営構造対策事業

この事業は、地域の農業の担い手となるべき農業経営の育成及び確保を図るため、農業生産を核として加工、流通、情報、交流等の分野に進出するアグリビジネス（創造的高付加価値農業をいう。）に必要な生産施設、加工施設、流通販売施設等の整備等を実施するものとする。(本事業の詳細は、第7節を参照)

(イ) 地域農業構造改革モデル事業

この事業は、地域の多様な農業の実情に応じた構造改革を推進するため、地域の農業の核となる農業法人、集落を一つの農場として一括管理及び運営する集落営農等をモデル的に育成するために必要な生産施設、加工施設、流通販売施設等の整

備等を実施するものとする。

(15年度予算額 9億3千万円)

(ウ) 経営支援情報化施設整備事業

この事業は、地域の情報化を推進し、農業経営の効率化、高度化等を図るため、農業及び農村に関する各種情報を蓄積及び展開する機能、農業者等の情報利活用能力の向上を図る機能等を備えた高度情報化拠点施設の整備及び農業生産面や経営面での効率化や高位平準化等を促進するため、ITを活用した遠隔環境制御・監視システム等のIT利活用システムの整備等を実施するものとする。

(本事業の詳細は、第7節を参照)

(エ) 農業研修教育施設整備事業

この事業は、技術及び経営能力に優れた農業の担い手を育成、確保するため、道府県農業大学校等における研修教育に必要な施設を整備するとともに、農業者及び新規就農者に対する実践的な研修教育を行うための施設の整備を実施するものとする。(本事業の詳細は、第10節を参照)

ウ 予算額

農業経営総合対策推進事業	62億円
農業経営総合対策事業	229億円
合 計	291億円

第 3 節 農業者年金制度の推進

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定を通じて、農業経営の近代化、農地保有の合理化を推進するという政策目的を達成するために昭和46年に創設された。

具体的には、農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）に基づき、昭和45年10月に設立された特殊法人農業者年金基金が、

- ① 農業者年金事業
- ② 離農給付金支給事業
- ③ 農地等の売買貸借及び融資業務

を行ってきた。

しかしながら、その後、高齢化の進展、若い担い手不足による経営移譲率の低下、1人で受給者約3人を支える構造、保険料負担の増高等による保険料収納率の低下等、農政上・年金財政上の大問題に直面した。

このため、食料・農業・農村基本法の理念に即し、国民一般が納得し得る政策年金として再構築することとし、平成13年6月に、農業者年金基金法の一部改正を行い、平成14年1月に新制度に移行したところである。

1 新制度の概要

- ① 食料・農業・農村基本法の理念に即し、政策目的を担い手の確保に転換
- ② 加入要件を農地の権利名義を有する者から農業に従事する者に変更
- ③ 財政方式については、従来の加入者の納付保険料で受給者の年金給付を賄う賦課方式から、将来受け取る年金財源を加入者自らが積み立てる積立方式に変更
- ④ 意欲ある担い手に対し、政策支援を行う
 - ア 対象者については、
 - (ア) 60歳までに20年以上加入することが見込まれること
 - (イ) 必要経費等控除後の農業所得で900万円以下の者のうち、次の者（eを除く。）。
 - a 認定農業者又は認定就農者で青色申告者
 - b aの者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者・後継者
 - c 認定農業者か青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者
 - d 35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に認定農業者で青色申告者となることを約束した者
 - e 旧制度加入者のうち55歳未満（H14.1.1現在）の者（3年間に限定した政策支援対象）
 - イ 政策支援割合は、3/10を基本とし、2/10から5/10の支援を行う。
 - ウ 国庫助成は、35歳未満であれば、要件を満たしている全ての期間、35歳以上では10年間を限度として、通算して20年間受けることができる。
- ⑤ 昭和32年1月1日以前生まれの者で旧制度の経営移譲をした場合には経営移譲年金を受給することができる。この経過的な経営移譲を補完するために農業者年金基金は農地等の借入れ、貸付けの業務を経過的に行う。

2 被保険者等の状況（15年度末）

加入者数	78,558人
被保険者数	68,320人

3 独立行政法人化

特殊法人改革の一環として、平成13年12月19日、「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定され、この中で、農業者年金基金については、独立行政法人化すること

とされた。

これを受け、平成14年10月、基金を独立行政法人化する法案を提出し、可決・成立した。

基金は、平成15年10月1日に、独立行政法人へ移行した。

第4節 災 害 対 策

平成15年は、地震、台風、豪雨による災害が相次ぎ、そのうえ平成5年以来の大きな冷害も発生した。

地震については、5月26日、7月26日、9月26日に東北、北海道で震度6を記録する大きな地震が発生した。

台風については、5月30日に四国に上陸した台風第4号をはじめ、6月には台風第6号、8月には台風第10号、9月には台風第14号が大きな影響を及ぼした。

また、梅雨前線の影響では、7月中旬の九州地方で、死者23名を出す豪雨による土砂災害が発生した。

冷害については、5月下旬から10月上旬にかけて、北日本を中心として、低温及び日照不足による農作物災害が発生した。

これらの災害により、農作物、営農施設、農地・農業用施設、林地、林道、森林、漁港、漁業用施設等に大きな被害が発生した。平成15年の農林水産業関係被害は、農林水産物で約4,200億円、農林水産業施設で約2,300億円の合計総額約6,500億円の被害額となった。

主な災害及び災害対策の概要等は、以下のとおりである。

1 地震による災害

(1) 宮城県沖を震源とする地震

ア 災害の状況

平成15年5月26日18時24分頃、宮城県沖の深さ約71kmでM7.0の地震が発生し、岩手県南部及び宮城県の北部で震度6弱を記録した。この地震により、東北各県に被害が発生し、負傷者174名、住家全壊2棟、住家半壊21棟、住家一部損壊2,404棟となった。

農林水産業関係では、主に宮城県、岩手県において、農地208箇所、農業用施設424箇所、治山施設9箇所、林地21箇所、林道等525箇所、漁港等87箇所に、総額で約48億円の被害が発生した。

イ 農林水産省の対応

農林水産省では5月26日21時に関係局庁連絡会議を設置し、27～28日には関係職員を現地に派遣した。

政府は、この災害に対し、「平成15年5月26日の宮城県沖の地震による災害」として局地激甚災害の指

定（平成16年 3 月12日政令第36号）を行った。

ウ 講じた主な対策

施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、林道施設災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業

(2) 宮城県北部を震源とする地震

ア 災害の状況

平成15年 7 月26日 0 時13分頃、宮城県北部の深さ約12km で M5.5の地震が発生した。また、同日 7 時13分頃、宮城県北部の深さ約12km で M6.2の地震が発生した。さらに、同日16時56分頃、宮城県北部の深さ約12km で M5.3の地震が発生した。

これらの地震により宮城県北部で震度 6 弱、6 強、6 弱がそれぞれ観測された。これらの地震の影響により、東北各県において、負傷者677名、住家全壊1,276棟、住家半壊3,809棟、住家一部損壊10,976棟の被害が発生した。

農林水産業関係では、主に宮城県において、農地 98箇所、農業用施設526箇所、治山施設 4 箇所、林地 25箇所、林道等58箇所、漁港等 9 箇所に、総額で約 60億円の被害が発生した。

イ 農林水産省の対応

農林水産省では 7 月26日 2 時に関係局庁連絡会議を設置した。

政府は、この災害に対し、「平成15年 7 月26日の宮城県北部の地震による災害」として局地激甚災害の指定（平成16年 3 月12日政令第36号）を行った。

ウ 講じた主な対策

施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、林道施設災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業

(3) 十 勝 沖 地 震

ア 災害の状況

平成15年 9 月26日 4 時50分頃、釧路沖深さ約42 km で M8.0の地震が発生した。また、同日 6 時 8 分頃、十勝沖深さ約21km で M7.1の地震が発生した。

これらの地震により北海道東部でそれぞれ震度 6 弱が観測された。これらの地震の影響により、北海道東部を中心に、行方不明者 2 名、負傷者849名、住家全壊116棟、住家半壊368棟、住家一部損壊1,580棟の被害が発生した。

農林水産業関係では、主に北海道において、農地 8 箇所、農業用施設28箇所、治山施設 2 箇所、林地 2 箇所、林道等191箇所、漁港等59箇所、農林水産業

共同利用施設等に、総額で約100億円の被害が発生した。

イ 農林水産省の対応

農林水産省では 9 月26日 6 時40分に関係局庁連絡会議を設置した。

被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関を指導。

ウ 講じた主な対策

施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、林道施設災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業

2 台風等豪雨災害

(1) 台風第10号

ア 災害の状況

強い勢力の台風第10号は 8 月 7 日には沖縄本島、奄美諸島を通過し、8 日22時頃に高知県室戸市付近に上陸した。その後本州の日本海側を通過し、10日 1 時半頃には北海道襟裳岬付近に再上陸し、その後、北海道東部で温帯低気圧に変わった。

この台風の影響で、西日本の各地で暴風が吹き、九州から関東にかけての太平洋側を中心に大雨が降り、総雨量は多い所で約700mm に達した。また、北海道でも前線と台風の影響により、多い所で400mm の大雨となった。

この暴風雨により、死者・行方不明者19名、負傷者94名、住家の全壊・半壊及び一部損壊614棟、床上浸水389棟、床下浸水2,009棟の災害が発生した。

農林水産省関係では、農地7,856箇所、農業用施設 4,991箇所、農地海岸13箇所、治山施設77箇所、林地荒廃665箇所、林道等4,280箇所、漁港等74箇所及び水稻を中心とした農作物等に、総額で約900億円の被害が発生した。

この大雨のため、北海道、兵庫県、宮崎県を中心として、全国各地で農林水産施設の被害が多く発生した。

イ 農林水産省の対応

農林水産省は 8 月 6 日17時半に関係局庁連絡会議を開催した。

被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関を指導。また、農業共済金の早期支払いについて農業共済団体等を指導した。

8 月15日には北村副大臣が北海道の被災地を現地

調査した。

政府は、この災害に対し、「平成15年8月7日から同月10日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（台風第10号）」として激甚災害の指定（平成15年10月3日政令第453号）を行った。

ウ 講じた主な対策

- ① 施設等の復旧対策として、直轄治山施設災害復旧事業、国有林野内直轄災害関連緊急事業、農地・農業用施設災害復旧事業、災害関連農村生活環境施設復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業
- ② 金融対策として、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等
- ③ 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、森林災害共済金、漁業共済金、漁船損害等保険金の支払い

(2) 台風第14号

ア 災害の状況

台風第14号は猛烈な強さで9月11日には宮古島を通過し、東シナ海を北上して12日夜には朝鮮半島に上陸した。その後13日には日本海を北東に進み青森、北海道に接近してから14日6時にはオホーツク海で温帯低気圧に変わった。

この台風の影響で、沖縄、長崎、青森を中心に各地で暴風となり、沖縄、九州、四国では200mmを超える大雨となった。

この暴風雨により、死者3名、負傷者110名、住家の全壊・半壊及び一部損壊1,542棟、床上浸水72棟、床下浸水303棟の災害が発生した。

農林水産省関係では、農地188箇所、農業用施設222箇所、農地海岸11箇所、治山施設14箇所、林地荒廃25箇所、林道等157箇所、漁港等76箇所及びサトウキビ、りんごを中心とした農作物等に、総額で約170億円の被害が発生した。

この大雨のため、長崎県、沖縄県、青森県を中心として、農作物と農林水産施設の被害が多く発生した。

イ 農林水産省の対応

農林水産省は9月12日15時に関係局庁連絡会議を開催した。

被害を受けた農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について関係機関を指導。

政府は、この災害に対し、「平成15年9月10日から

同月14日までの間の暴風雨による災害（台風第14号）」として局地激甚災害の指定（平成16年3月12日政令第36号）を行った。

ウ 講じた主な対策

- ① 施設等の復旧対策として、直轄治山施設災害復旧事業、国有林野内直轄災害関連緊急事業、農地・農業用施設災害復旧事業、災害関連農村生活環境施設復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業、漁港施設災害復旧事業
- ② 金融対策として、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等
- ③ 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、森林災害共済金、漁業共済金、漁船損害等保険金の支払い

(3) 7月梅雨前線豪雨

ア 災害の状況

日本列島上の梅雨前線の活動は、7月後半に入ってから活発となり、19日未明には九州北部に停滞した梅雨前線の影響で大宰府では時間雨量104mmを記録するなど福岡県を中心に日雨量は300mmに達した。19日夜半から20日の明け方にかけては、水俣で時間雨量81mmを記録するなど九州各地で局地的に非常に激しい雨が降った。

この豪雨により、熊本県水俣市、鹿児島県菱刈町ほか各地で浸水や土砂崩れ、土石流が発生し、死者23名、負傷者25名、住家の全壊・半壊及び一部損壊268棟、床上浸水3,558棟、床下浸水4,188棟の災害が発生した。

農林水産省関係では、農地4,062箇所、農業用施設3,357箇所、治山施設11箇所、林地荒廃636箇所、林道944箇所に、総額で約320億円の被害が発生した。

この大雨のため、福岡県、熊本県、鹿児島県で農林水産業施設の被害が多く発生した。

イ 農林水産省の対応

農林水産省は7月21日に職員2名を現地調査に派遣した。

政府は、この災害に対し、「平成15年7月18日から同月22日までの間の豪雨による災害」として激甚災害の指定（平成15年9月5日政令第396号）を行った。

ウ 講じた主な対策

施設等の復旧対策として、直轄治山施設災害復旧事業、国有林野内直轄災害関連緊急事業、農地・農業用施設災害復旧事業、災害関連農村生活環境施設復旧事業、治山施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業、林道施設災害復旧事業

3 冷 害

ア 災害の状況

5月 は中旬から太平洋側では前線の影響で日照不足となった。6月 は中旬以降が梅雨前線の影響で西日本を中心に日照不足となった。7月 には本州上に梅雨前線が停滞し、西日本では日照不足、北日本・東日本の太平洋側では低温・日照不足となった。8月 は北日本で低気圧や前線の影響で引き続き低温・日照不足の天候となった。9月 は上旬まで北日本は曇りや雨の日が多かった。9月下旬から10月上旬までは、強い寒気の影響で気温の低い時期があった。

このことから、5月中旬から10月上旬にかけて北海道、東北地方の太平洋側を中心に沖縄を除く広い範囲で、低温・日照不足の影響が出た。

北海道については、7月中・下旬の著しい低温の影響により、不稔稲が多発したこと、9月中旬以降の低温により登熟が著しく阻害されたこと等から、作況指数は73となった。

東北地方では、太平洋側を中心に、7月中・下旬及び8月中旬の著しい低温の影響により不稔稲が発生したこと、9月中旬以降の低温の影響やいもち病の多発により登熟が阻害されたこと等から、作況指数は80となった。

関東地方以西では、低温・日照不足やいもち病の多発により、登熟が抑制されたこと等から、作況指数は、北陸で95、関東・東山で94、東海で94、近畿で95、中国で93、四国で96、九州で96となった。

特に北海道、青森県、岩手県の太平洋側では7月下旬の平均気温が17℃を下回り、このうち地帯区分別には作況指数が北海道網走で19、十勝で20、青森県下北南部で14、岩手県北部で36となった。これにより、道県別の作況指数は北海道73、青森53、岩手73、宮城69となり、大きな被害となった。

全国の作況指数は90となり、水稻を中心とした野菜、果樹の農作物被害見込み金額は約3,900億円にのぼった。

イ 農林水産省の対応

今回の冷害に対して、農林水産省では7月29日に「農林水産省低温・日照不足対策本部」を、9月26日には「農林水産省災害対策本部」を設置して、

- ① 共済金の早期かつ円滑な支払い
- ② 天災融資法の発動など、被災農家の資金需要への対応
- ③ 来年度種子の確保
- ④ 米の安定供給のための集荷・流通対策

等の対策を実施した。

また、7月30日から10月22日にかけて亀井大臣、両副大臣、大臣政務官及び職員が現地を視察・調査した。

政府は、この冷害に対し、「平成15年5月中旬から9月上旬までの間の低温及び日照不足による災害」として激甚災害の指定(平成15年10月29日政令第466号)を行った。

ウ 講じた主な対策

- ① 保険対策として、共済金の早期かつ円滑な支払い、損害評価の特例措置を実施。
- ② 金融対策として、天災融資法の発動。既往貸付制度資金の償還条件の緩和等。
- ③ 次年度種子確保対策として、稲及び豆類の種子値引き措置を実施。
- ④ 米の安定供給のための集荷・流通対策として、政府米等の販売、米の安定供給連絡会議の開催、価格・品質等の調査を実施。
- ⑤ 低温と日照不足に対する農作物の技術指導。
- ⑥ 深水かんがい等に必要適切な水管理を指導。かんがい期間延長等の協力要請。
- ⑦ 被災農家に対する農業農村整備事業等の就労機会確保。
- ⑧ 被災農家の課税上の取扱いを関係省庁に依頼通知。
- ⑨ 土地改良事業負担金利子助成事業の実施。

4 農林水産業防災対策関係予算

15年度の農林水産業防災対策関係予算は、表7のとおりである。

表7 農林水産業防災対策関係予算

(単位：百万円)	
事 項	15年度予算額
1 災害予防	24,754
(1) 防災施設整備の整備	24,644
情報収集・伝達体制の整備	19
緊急時の農業水利施設の活用	56
渇水対策のための農業水利施設整備	81
漁港漁村の防災対策施設の整備	20,857
農山村の防災機能強化の促進	1,017
農地・農業用施設災害の支援技術の強化	10
農村地域の防災対策の推進	6
防災営農対策事業	1,532
防災林業対策事業	4
林野火災予防施設の整備等	1,062
(2) その他	110
林野火災予防啓発普及活動	1
山地等防災 GIS の整備	109

2 国土保全	280,101	森林保険	6,197
(1) 治山事業	133,812	漁業共済保険	8,654
国有林治山事業	29,148	漁船損害保険	11,391
民有林直轄治山事業	6,931	(3) 災害復旧	16,214
治山事業	6,842	ア 公共土木施設	1,973
治山計画等に関する調査	89	直轄事業	934
民有林補助治山事業	97,733	直轄地すべり防止施設復旧事業	120
治山事業	59,565	直轄治山施設	694
水土保全林整備治山事業	29,796	直轄漁港	120
国有林野内補助治山事業	680	補助事業	1,039
共生保安林整備事業事業	7,692	治山施設	538
(2) 地すべり対策事業	23,527	海岸等	94
農振局分 直轄	6,075	漁港	407
補助	5,695	イ 農林水産業施設	11,190
林野庁分 直轄	4,010	直轄事業	164
補助	7,747	農業用施設	164
(3) 海岸事業	23,601	補助事業	11,026
農振局分 直轄	4,026	農地	1,568
補助	6,626	農業用施設	7,435
水産庁分 直轄	34	林道	2,015
補助	12,915	漁業用施設	8
(4) 農地防災事業	89,950	ウ 国有林（林道分）	3,051
国営総合農地防災事業	35,485		[13,800]
農地防災事業	53,508	合 計	462,141
水資源開発公団	949	(注) [] 書きは、農林漁業金融公庫融資額で外数	
防災対策調査	8	である。	
(5) 災害関連事業	4,441		
農業用施設	108		
災害関連緊急地すべり対策事業	157		
農村生活環境施設	53		
海岸保全施設等	8		
直轄地すべり対策災害関連緊急事業	94		
農地災害関連区画整備事業	105		
直轄治山等災害関連緊急事業	52		
国有林野内直轄治山災害関連事業	625		
災害関連緊急治山等事業	1,891		
林地崩壊対策事業	26		
森林災害復旧事業	322		
国有林森林災害復旧事業	1		
災害関連山地災害危険地区対策事業	52		
災害関連山村環境施設復旧事業	10		
漁港等	86		
後進地域特例法適用			
団体補助率差額	851		
(6) 地盤沈下対策事業等	3,408		
(7) その他の事業	1,362		
保安林整備管理事業	832		
特殊地下壕対策事業	20		
鉱毒対策事業	510		
3 災害復旧等	157,286		
(1) 災害融資	138		
(2) 災害保険	140,934		
農業共済保険	114,692		

第5節 規模拡大・農地流動化対策

1 農地流動化の状況

農地の流動化については、昭和50年以降、所有権移転（売買）によるものから利用権の設定（貸借等）によるものに重点が移ってきている。

近年の規模拡大につながる売買と貸借等を合わせた年間の農地の権利移動面積については、平成5年から平成7年までは毎年9万ha台、平成8年から平成10年までは毎年11万ha台、平成11年以降は毎年13万ha台と増加傾向で推移してきている。

平成14年の農地の権利移動面積は13万8千haとなり、前年より5千ha上回った。このうち、貸借等によるものが約8割を占めており、中でも農業経営基盤強化促進法による利用権設定は、権利移動面積全体に占める割合が平成5年の66%から平成14年の74%へと上昇している。

また、農地の権利移動は伴わないが実質的な規模拡大につながる農作業受委託は、2000年農業センサスによると、水稲作販売農家のうち農作業を受託した農家の割合は7%、委託した農家の割合は53%を占めてい

る。

2 農地流動化対策

食料・農業・農村基本法が目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の大部分を担うような農業構造を確立するため、各種の施策を総合的に実施している。

(1) 農地利用集積対策

ア 農地流動化地域総合推進事業

市町村ごとに設定した農地流動化目標の達成に向けて、関係機関・団体が流動化情報を共有し、関連事業の組み合わせや実施時期、役割分担等を明らかにした市町村事業連携計画を策定するとともに、同計画に基づく総合的な農地流動化対策を実施

(予算額 3 億6,657万円)

イ 農地利用集積実践事業

生産基盤が整備された地区を対象に、地域農業者の合意の下に担い手への農地の面的集積を促進するとともに、土地利用型作物の生産振興や農地の効率的利用に資する農地の利用調整に取り組む重点推進地区の育成や認定農業者の経営規模拡大に伴う負担の軽減を図ることにより、農地の利用集積を促進する。

(予算額 11億1,048万5千円)

(ア) 農業構造転換地域連携事業

担い手への面的集積を促進するための農地利用プランの作成、簡易なほ場の整備等を行う。

(予算額 1 億2,721万円)

(イ) 利用調整重点推進地区育成事業

農用地利用改善団体等が農地の利用調整活動を行い、一定の利用集積を達成した場合、その実績に応じて促進費を交付する。

(予算額 1 億3,157万5千円)

(ウ) 認定農業者農地集積促進事業

認定農業者が規模拡大を行う場合に、農用地利用改善団体が行う効率的な農地利用活動等に対して、促進費を交付する。

(予算額 8 億5,170万円)

ウ 認定農業者農地集積調整事業

認定農業者から利用権の設定等を受けたい旨の申出があった場合に、農業委員会が利用調整活動を行い、認定農業者へ農地の利用集積を行う。

(予算額 2 億1,250万円)

エ 転換システム構築支援事業

市町村が策定した経営構造確立構想の達成に向けて、担い手経営農地の面的集積や作物別作付地の団地化を図るための土地利用調整システムの構築を支

援する。

(予算額 2,181万4千円)

オ 販路開拓緊急対策事業

実需ニーズに応じた地域農産物の安定的な供給体制を確立するための適地適作を考慮した作付地の団地化への支援及び農業生産サイドと実需者サイドとの連携に伴い必要となる施設整備の助成等を総合的に実施する。

(予算額 9 億8,295万円)

(2) 農地保有合理化事業

ア 農地保有合理化事業

昭和45年の農地法改正により創設され、平成5年には農業経営基盤強化促進法に位置付けられたもので、農地保有合理化法人が農業経営の規模拡大、農地の集団化等を促進するために行う次の事業からなる。

(ア) 農地売買等事業

経営規模縮小農家等から農用地等を買入れ又は借り受けて、当該農用地等を認定農業者等に売り渡し又は貸し付ける事業

(イ) 農地信託等事業

離農又は規模を縮小しようとする農家から農地保有合理化法人が農用地等の売渡信託を引き受けるとともに、委託者に信託を引き受けた農用地等の価格の一定割合の資金を無利子で貸し付ける事業

(ウ) 農業生産法人出資育成事業

農地保有合理化法人が買入れた農用地等を農業生産法人に現物出資するとともに、その出資により取得した持分を農業生産法人の構成員に計画的に分割譲渡する事業

(エ) 研修等事業

農地保有合理化法人が、新規就農希望者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実地研修等を中間的に保有する農用地等を活用して行う事業

平成14年度における農地保有合理化事業の実績は表8のとおりである。

表8 農地保有合理化事業の実績（平成14年度）

(単位：件、ha)

	買入れ	売渡し	借受け	貸付け
件 数	4,802	5,241	22,334	16,382
面 積	7,669	8,412	9,120	9,089

表9 農地移動適正化あっせん事業実績（単位：件、ha）

	事業実施 市町村数	売 買		交 換		賃 貸 借		そ の 他		総 数	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
13年度	1,412	8,806	11,520	357	61	15,823	18,614	1,737	2,805	26,723	32,999
14年度	1,106	8,595	12,690	226	34	15,989	18,393	1,348	1,273	26,158	32,390

(オ) 農地保有合理化関連事業

a 農作業受委託促進特別事業

平成元年度から高齢農家等から農作業を受託した生産組織等に対し受託料相当額を貸し付け、担い手農家の育成を図る事業を実施している。

b 農地移動適正化あっせん事業

昭和44年の農振法制定を受けて創設されたもので、農業委員会が農用地区域内の土地の権利の設定又は移転について、その権利の移動が農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資するようあっせんする事業である。

事業実績は表9のとおりである。

イ 農地保有合理化法人

都道府県の定める基本方針に位置付けられた都道府県農業公社については、全都道府県で農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化法人の承認の諸手続が完了している。（47法人）

市町村の定める基本構想に位置付けられ、農地保有合理化法人の承認の諸手続が完了した法人数は、平成15年4月1日現在で、市町村農業公社が157、農業協同組合が395、市町村が17となっている。

ウ (ウ)全国農地保有合理化協会の活動

社団法人全国農地保有合理化協会は昭和46年に設立され、平成7年2月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農地保有合理化法人の行う業務を支援する法人として「農地保有合理化支援法人」の位置付けがなされ、同年4月に社団法人全国農地保有合理化協会が農林水産大臣より指定を受けた。

事業内容は、農地保有の合理化、農用地の整備その他農業構造の改善に資する事業についての啓発、宣伝及び推進、農地保有の合理化に関する事業の適正かつ円滑な運営を図るための指導助言、農地保有の合理化に要する資金の供給、助成、債務の保証、その他各種調査・研究等である。

(3) 認定農業者連携事業体育成事業

この事業は、認定農業者を核とした広域的な農作業受託組織である認定農業者連携事業体を育成し、集落と連携を図りながら、認定農業者等への農作業委託等

による農用地利用集積を促進することにより、認定農業者等の規模拡大と経営安定の実現を図るため、連携事業体の育成指導、営農方式改善のための機械・施設の整備（リース事業）への支援を行うものである。

（予算額 8,549万3千円）

(4) 認定農業者農作業受委託集積事業

この事業は、農用地利用改善団体等と連携を図る認定農業者を中心とした農作業受託組織を育成し、広域的な地域を対象に農作業受委託等による農用地利用集積の促進を図り、認定農業者等の経営の規模拡大による効率的かつ安定的な経営体への発展に資するため、農作業受託組織の育成指導、一定の農用地利用集積を目標とする農作業連携実行計画の実現に必要な農業機械・施設の整備（リース事業）への支援を行うものである。

（予算額 6,616万5千円）

(5) 土地利用型大規模経営促進事業

この事業は、農用地を取得して経営規模の拡大を行う青年農業者及び二世就農の農業者に対し、助成金の交付を行うことにより、これらの者の経営の規模拡大に伴う初期段階の負担の軽減を図り、もって土地利用型農業の次代を担う農業者の育成・確保、農地保有の合理化及び農地の有効利用に資するものである。

（予算額 2億578万9千円）

3 耕作目的の農地移動等の状況

(1) 耕作目的の農地移動の状況

ア 総数の動向（農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法）

平成14年1年間の耕作目的の農地の総権利移動（農地法第3条と農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等の合計）は、全体で32万7,597件（対前年比96.1%）、18万5,348ha（同95.5%）となった。

イ 自作地有償所有権移転（農業経営基盤強化促進法によるものを含む。）

自作地有償所有権移転は、平成14年は北海道は増加したものの、都府県は減少を示しており、全国では7万3,704件（対前年比96.7%）、3万1,864ha（同104.9%）であった。

ウ 農地法第 3 条による賃借権の設定等

(ア) 賃借権の設定

賃借権の設定は、平成14年は6,006件(対前年比91.4%)、4,088ha(同111.2%)となった。

(イ) 使用貸借による権利の設定

使用貸借による権利の設定は、昭和51年の農業者年金制度の改正以降、経営移譲年金受給のための権利設定などに伴って推移してきており、平成14年は2万181件(対前年比69.9%)、3万3,691ha(同72.9%)となった。

エ 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定

利用権の設定(農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定・使用貸借による権利の設定・農業経営の委託による権利の設定)は、平成14年は20万85件(対前年比100.3%)、10万1,839ha(同103.6%)となった。

(2) 賃貸借の解約、利用権の終了の状況

ア 農地法第20条に基づく賃貸借の解約等(転用目的の解約等を含む。)

農地法第20条に基づく、農地法等による賃貸借の解約及び農業経営基盤強化促進法による利用権の中途解約は、平成14年は3万4,654件(対前年比96.7%)、1万6,516ha(同96.2%)となっており、件数は減少したものの、面積は増加を示した。

イ 農業経営基盤強化促進法による利用権の終了

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権のうち、平成14年中に利用権が終了したものは10万4,474件(前年比96.7%)、4万763ha(105.5%)であった。

ウ 利用権の再設定

利用権(賃借権のみ)が終了したもの(再設定の有無不明を除いたもの)のうち、平成14年中に利用権を再設定したものは件数で72.4%(面積69.5%)を占めており、再設定予定のもの(平成14年中には再設定しなかったが、平成15年初めに再設定されたもの及び近く再設定する予定のもの)は、件数で8.2%(面積11.5%)を占めている。

第 6 節 農業委員会等

農業委員会等に対する国庫補助

15年度は、①農業委員会の経費として農業委員会交付金116億543万5千円及び農業委員会費補助金11億5,865万9千円、②都道府県農業会議の経費として都道府県農業会議会議員手当等負担金6億2,848万4千円及び都道府県農業会議費補助金2億7,969万5

千円、③全国農業会議所費補助金として6,790万3千円の総計137億4,017万6千円が計上された。

この内訳は、農業委員会については、農地法等によりその権限に属せられた事項の円滑な処理を期するための委員手当及び職員設置費等の経費のほか、農地法の規定に基づき実施する農地調整事務処理事業及び標準小作料改訂事業並びに農業委員会の持つ農地・農家等の情報を効率的に管理・活用できる体制を整備するための農地基本台帳の電子化、農地地図情報システム及び台帳照合システムの普及推進、また、市町村の区域を越えた農業委員会の広域連携による農地の監視活動の強化等の取組を推進すること等により、農業委員会の活動強化につながる体制整備等を図るための経費である。

都道府県農業会議については、農地法によりその所掌に属せられた事項の処理に要する経費(会議員手当及び職員設置費)のほか、農業及び農業者に関する調査・研究、関係団体との共同事務局の設置、農業委員会委員等の研修、農業委員会の行う事務等への協力、農地調整に係る現地調査等に要する経費であり、1農業会議当たり平均国庫補助は、1,932万3千円である。

また、全国農業会議所については、農業及び農業者に関する調査・研究及び啓もう・宣伝、国際活動の推進並びに都道府県農業会議及び農業委員会が行う農地基本台帳の電子化、農業委員・職員の資質向上のための事業の指導等に要する経費である。

なお、農業委員会数は、16年3月1日現在3,137委員会である。

第 7 節 農業経営対策

経営構造対策

(1) 経営構造対策事業

ア 趣旨

経営構造対策事業は、食料・農業・農村基本法の基本理念である農業の持続的な発展と農業・農村の有する多面的機能の発揮を図っていくため、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することを目的として平成12年度に発足した。

本事業は、地域ぐるみで地域の農業構造を変革していくため、認定農業者をはじめとして、新規就農者、女性・高齢農業者等地域農業にかかわる幅広い関係者による合意形成を前提として、生産施設、加

工施設及び流通販売施設等を総合的に整備することにより、地域農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を図るものである。また、平成14年度から新たに担い手育成緊急地域（経営の零細な農家が多くを占める地域）においても支援することとした。

本事業を実施するに当たっては、実施手続と事業評価について広く国民に情報を提供すること等を通じて効率的で透明な事業運営の確保に配慮することとしている。

イ 対策の内容

(ア) 事業の種類

a 経営構造施設等整備事業

経営構造確立構想に即して定められた経営構造対策事業計画に基づき、地域農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を通じた望ましい農業経営及び農業構造を確立するための基礎的条件となる土地基盤、経営体質強化施設及び経営多角化等施設の整備を重点的に行う。

b 経営構造施設等整備附帯事業

経営構造整備事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な調整活動及び実践的な知識・技術の習得活動等を行う。

(イ) 事業計画の樹立申請

受益農業者をはじめとする関係者の合意が得られていることを示す書面をもって、農業者が市町村長に対して事業計画の樹立（事業計画の作成）を申請する。

(ロ) 目標及び目標達成プログラムの設定

事業計画においては、認定から5年度目（担い手育成緊急地域においては、3年度目）を目標年次とした次の数値目標及びその達成のためのプログラムを設定する。

a 全国共通目標

(a) 認定農業者等の育成

当該地域内において、目標年次における認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、市町村で策定される地域農業マスタープランの目標割合以上となること、または目標年次における認定農業者数が現在に比べ50%以上増加すること。（担い手育成緊急地域においては、目標年次における認定農業者数が現在に比べ1名以上増加すること、又は農業生産法人が1法人以上設立されていること。）

(b) 担い手への農地の利用集積

認定農業者をはじめとする担い手への農地利用集積率が60%（担い手育成緊急地域にお

いては、30%）以上に達すること、または現在に比べ農地利用集積率が10ポイント（担い手育成緊急地域においては、5ポイント）以上増加すること。

(c) 遊休農地の解消

ほ場整備後10年（担い手育成緊急地域においては、8年）を経過しない農地であって、遊休化したものがある場合は、目標年次において遊休農地のすべてが解消されること。

b 地域提案目標

年間労働時間の短縮、年間所得の増加等担い手育成に直結する数値目標であると都道府県知事が認めた場合は、aの全国共通目標の一つに代えることができる。

c 地区選択目標

aの全国共通目標のほかに、地域農業の将来ビジョンに即した複数の選択目標を設定する。

(エ) 費用対効果分析の実施

全ての事業実施地区において費用対効果分析を行い、投資効率が1.0以上となっていること、直接効果の割合が効果全体の1/2以上となっていること等について確認を行う。

(オ) 事業の評価

事業計画を作成した市町村長等は、毎年度（原則5年間担い手育成緊急地域は、3年間）、事業計画に定めた目標の達成状況等について評価を行う。

(カ) 効率的かつ適正な執行の確保

国は、事業の実施手続及び実施状況について、農林水産省政策評価会経営局専門部会の意見を聴くとともに、都道府県においても、国の措置に準じて、関係者以外で構成される第三者委員会に意見を聴く等により、本対策の効率的かつ適正な執行の確保を図る。

ウ 平成15年度における事業実施状況

新規98地区、継続175地区の合計273地区において実施。

（予算額 194億9,086万4千円）

(2) 経営構造対策推進事業

ア 趣旨

経営構造対策推進事業は、市町村段階、都道府県段階、全国段階の各段階において、地域農業の担い手となるべき農業経営を育成し、地域ぐるみで地域の農業構造を変革していこうとする取組を支援するため、地域の農業者等の合意に基づく地域の農業構造の変革のための数値目標の設定及びその達成のた

めのプログラムの策定、事業実施後の着実な効果発現等に対する支援体制の整備等を行う。

イ 対策の内容

(ア) 市町村推進事業

市町村推進事業は、合意形成事業及び経営継承支援事業により構成される。

a 合意形成事業

合意形成事業は、地域の農業者等の合意形成を通じて設定する目標及びその達成のためのプログラム等を内容とする経営構造確立構想の策定、費用対効果の算定のための基礎調査等を実施する。

b 転換システム構築支援事業

地域の農業者等の合意形成を通じた、担い手への農地の面的集積と作付け地の団地化とを併せ推進するための農地利用再配分計画の策定等を実施する。

c 経営継承支援事業

経営継承支援事業は、離農者又は経営を中止した者の経営資産を認定農業者等に円滑に継承するため、施設等の買入経費、賃借料の利子軽減等を実施する。

(イ) 都道府県推進事業

都道府県推進事業は、市町村推進事業の支援、対策事業に関する調査、情報の提供、事業評価に関する点検評価及び効果発現に向けた改善方策の検討等を実施する。

(ロ) 全国推進事業

全国推進事業は、経営構造対策の円滑かつ適正な推進を図るためには、関係する農業者、農業団体、地方公共団体等の理解と積極的な協力が必要となることから、全国的な見地からこれらの者に対し、普及宣伝活動、人材ネットワークの整備及び各種調査・診断活動や経営アグリビジネススクールの開催等総合的な支援事業を実施する。

ウ 平成15年度における事業実施状況

市町村推進事業を91地区、都道府県推進事業を47都道府県及び全国推進事業を実施

(予算額 5億2,743万8千円)

(3) 経営支援情報化施設整備事業

ア 趣旨

情報通信技術 (IT) は、農業生産の効率化、消費者への情報発信、経営や流通の効率化や高度化など、多面的に活用できる手段であり、相対的にIT化の遅れている農業分野においても積極的に活用してい

くことが喫緊の課題となっている。

本事業は、地域の情報化の中核となる高度情報化拠点施設 (総合アグリ情報ステーション) の整備を推進するとともに、生産面や経営面での効率化・高位平準化を図るための先進的なIT利活用システムの整備等を支援し、企業の農業経営の展開を推進することにより効率的かつ安定的な農業経営体の育成に資するものである。

イ 対策の内容

本事業は、地域の玄関口たる機能、農業・農村に関する総合的な情報の蓄積・展開機能、農業者等の情報リテラシー (情報利活用能力) の向上機能を備えた高度情報化拠点施設及び先進的なITを活用した遠隔環境制御・監視システムなどの生産関係施設等の整備を実施するものである。

ウ 平成15年度における事業実施状況

7地区で実施。

(予算額 6億3,300万円)

(4) 人権問題啓発推進事業

「人権教育のための国連10年」との関連において、都道府県及び全国農林漁業団体を対象として、人権問題啓発推進事業を実施した。

(予算額 4,180万1千円)

(5) アイヌ農林漁業対策事業

アイヌ農林漁業対策事業は、北海道におけるアイヌ関係農林漁業者の経営の近代化と生活水準の安定向上を図ることを目的とし、昭和51年度から実施しているものである。平成14年度においても本事業を引き続き実施し、農林業生産基盤及び農林漁業経営近代化施設の整備を行う。

(予算額 5億5,225万3千円)

(6) アグリ・チャレンジャー支援事業

ア 趣旨

食料・農業・農村基本法の基本理念である効率的・安定的な経営体が地域農業の相当部分を占める農業構造を確立するためには、農業生産を核に加工・流通・販売等を総合的に取り組むアグリビジネス (創造的高付加価値農業) の推進が極めて重要である。

アグリビジネスは、農業法人等の創意工夫や多様な取組を通じて、農業・農村地域における特色ある新規分野の創業等に大きく寄与するもので、新しい雇用機会の創出と所得の確保に大きな役割を果たすものである。

アグリ・チャレンジャー支援事業は、現下の厳しい景気・雇用状況の中であって、このようなアグリビジネスに積極的にチャレンジする農業法人等の経

営体（アグリ・チャレンジャー）を支援し、農業の構造改革を一層促進するものであり、本事業によりアグリビジネスに積極的に取り組む上で必要な施設整備等に対して支援を行う。

イ 事業の内容

(ア) プロポーザル事業

アグリ・チャレンジャーから新商品・新技術のアイデアを公募し、審査委員会で選定されたアイデアを実現させるための研究開発等に必要な経費に対して助成を行う。

(イ) ビジネス・サポート事業

アグリ・チャレンジャーの出資等を通じた消費者等との連携、新商品・新技術の開発等の経営戦略、及び海外先進地における消費者・食品企業等から農業法人への出資等の状況に関する調査研究や情報提供・相談活動を実施する。

(ウ) ビジネス・スタート事業

アグリ・チャレンジャーが新しくアグリビジネスに取り組む上で必要な生産・加工・流通・販売施設等の整備を支援する。

なお、実施に当たっては、事業計画の承認年度から3年度目を目標年次とした次の数値目標及びその達成のためのプログラムを設定する。

a 共通目標

(a) 農畜産物の高付加価値化

現在の方法による販売単価に比較して事業実施を通じた付加価値の向上によって想定される各対象作物の販売単価の増加率平均が25%以上となること。

(b) 売上額の増加

年間の売上額が、おおむね3千万円以上に達する又は現在に比べ30%以上増加すること。

(c) 雇用の拡大

施設等の整備や経営発展等により雇用者が3人以上又は延べ700人・日以上増加すること。

b 地域提案目標

年間労働時間の短縮、年間所得の増加等担い手育成に直結する数値目標であると都道府県知事が認めた場合は、aの数値目標の一つに代えることができる。

ウ 平成15年度における事業実施状況

(ア) プロポーザル事業

4経営体で実施。

(予算額 2,610万円)

(イ) ビジネス・サポート事業

農業法人等における出資等を通じた消費者との連携などの調査研究を実施。

(予算額 5,345万3千円)

(ウ) ビジネス・スタート事業

16経営体で実施。

(予算額 14億5,800万円)

(7) 販路開拓緊急対策事業

ア 趣旨

食料・農業・農村基本法に定められた施策の方向に即し、効率的かつ安定的な経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図るために、実需者ニーズに応じた地域の農産物の安定的な供給体制の確立に向けた取組及び地域の農業生産と実需者との連携に伴い必要となる施設整備等に対する支援を総合的に実施し、地域の構造改革の推進に資することを目的として実施するものである。

イ 事業の内容

(ア) 事業の種類

a 市町村事業

(a) 販路開拓構想確立事業

地域の農業者等による実需者ニーズの把握、先進地事例調査、実需者との連携交渉等及びこれに基づく地域農産物の販路開拓に向けた市町村構想の策定等への支援を行う。

(b) 生産団地確立実践事業

実需者と連携し、地域農産物の安定的な供給体制を確立するための適地適作を考慮した作付地の団地化に対する支援を行う。

(c) 販路開拓支援施設整備事業

実需者と連携し地域農産物の安定的な供給体制を確立するために必要な生産、加工、流通施設等の整備に対する支援を行う。

b 全国事業

(a) 生産・実需者相互ニーズ情報提供事業

生産者及び実需者双方向に情報提供を行うためのシステムの開発及びデータベースの構築を行う。

(b) 生産・実需者連携強化支援事業

生産者と実需者との連携強化を図るため、地域の農産物の販路開拓のための相談会及びシンポジウムの開催、アドバイザーによる支援活動等を行う。

(イ) 目標及び目標達成プログラムの設定

事業の実施に当たっては、次の各項目のすべてについて、事業承認年度から3年度目を目標年次

とした数値目標及びその達成のためのプログラムを設定する。

a 実需者との連携

事業実施地区における連携対象農産物の全取引数量に占める連携先の実需者との取引数量の割合がおおむね50%以上となるか、又は現在の取引数量に比べおおむね20%以上増加すること。

b 担い手への農地の利用集積

実需者との連携に必要な農地面積に占める認定農業者等に利用集積する農地の面積の割合が60%以上に達するか、又は現在に比べ10ポイント以上増加すること。

c 作付地の団地化

実需者との連携に必要な農地面積に占める団地化された農地の面積の割合が50%以上となるか、又は現在に比べ10ポイント以上増加すること。

ただし、実需者との連携に係る農産物が土地利用型作物以外の場合であって、かつ、作付地の団地化が困難な場合は、年間労働時間の短縮、年間所得の増加、生産コストの縮減、農業経営の指標を達成する者の増加等に係る数値目標で都道府県知事が特に認めるものについては、これを作付地の団地化に代えることができるものとする。

ウ 平成15年度における事業実施状況

(ア) 市町村事業

4地区で実施。

(予算額 9億5,345万9千円)

(イ) 全国事業

情報提供システムを開発し、販路開拓シンポジウム及び相談会を全国5ヵ所で開催した。

(予算額 2,949万1千円)

第8節 協同農業普及事業

農業改良助長法（昭和23年法律第165号）に基づき、農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、国と都道府県が協同して行う農業に関する普及事業（協同農業普及事業）を実施した。

1 協同農業普及事業交付金

協同農業普及事業の基礎的経費については、各都道府県の農業人口、耕地面積、市町村数等に基づき、国

から都道府県に対し、協同農業普及事業交付金を交付した。

(予算額 25,165,461千円)

なお、協同農業普及事業交付金の交付対象となった事業の内容は次の通りであった。

(1) 普及職員の設置

協同農業普及事業に従事する職員として、都道府県に専門技術員と改良普及員を設置した。

ア 専門技術員

各都道府県の中心的な試験研究機関及び本庁において、試験研究機関、関係団体等と密接な連絡を保ちながら、それぞれの専門項目について調査研究を行うとともに、改良普及員に対する指導を行う職員として、都道府県に専門技術員を設置した。専門技術員の任用については、国が実施する専門技術員資格試験（土地利用型作物、野菜、果樹等16の専門項目）に合格した者の中から任用を行い、その他無試験による任用として、各都道府県がそれぞれの農業事情等を勘案し、経験年数等国が定める一定の資格要件を有する者の中から任用を行った。

なお、専門技術員の設置実数は617人（交付決定数）であった。

イ 改良普及員

地域農業改良普及センターに所属し、直接農業者に接して、農業経営又は農村生活の改善に関する普及活動を行う職員として、都道府県に改良普及員を設置した。ただし、一部の改良普及員にあっては農業者研修教育施設（道府県農業大学校）に所属し、農業後継者たる農村青少年等の研修教育を担当した。

なお、改良普及員の設置実数は、9,034人（交付決定数）であった。

(2) 普及職員の活動

ア 専門技術員

改良普及員の行う農業経営及び農村生活の改善に関する普及指導を円滑に進めるため、県内の地域農業改良普及センター・普及指導現場の巡回等による改良普及員への指導を実施した。

また、普及指導活動の充実等の観点から、試験研究機関との連携を図るとともに、農業の生産現場で生じている技術面及び経営面での課題を解決するため、農業者のは場においてその解決方法についての実証調査等を実施した。

さらに、専門技術員の調査研究又は改良普及員への指導を円滑に行うために必要な分析・診断機材、資材等の整備を行った。

イ 改良普及員

農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を円滑に進める観点から、直接農業者に接して、次のような活動を実施した。

- (ア) 農業経営及び農村生活の改善に関する技術及び知識の普及指導を行うため、所属する地域農業改良普及センターの管内の巡回指導及び農業者等に対する相談
- (イ) 試験研究機関等で開発された新技術等の実証展示を行うための実証ほの設置又は普及指導活動の手法や成果を実証展示するための農業者等の設定
- (ウ) 農業経営及び農村生活に関する情報の農業者等への適時、適切な提供
- (エ) 農業者を対象とした研修会や講習会の開催

(3) 地域農業改良普及センターの運営

改良普及員の活動の拠点として、改良普及員の行う活動の連絡調整、地域の特性に応じた普及指導活動の推進、市町村、農業協同組合等との連絡を緊密にし、農業者に対する情報提供及び新規就農を促進するための活動を行うことを目的として、各都道府県の条例に基づき、地域農業改良普及センターの設置・運営を行った。なお、地域農業改良普及センター数は457(交付決定数)であった。

また、地域農業改良普及センターにおいて、総合的かつ計画的な普及指導活動を行うため、改良普及員相互の緊密な連絡の下に、改良普及員の事務分担や活動体制の決定、概ね5年間にわたる普及指導基本計画及び毎年度の普及指導年度計画の樹立を行うとともに、地域農業改良普及センターを拠点とした普及指導活動の効率的・効果的な推進、農業者への有益な情報の提供及び新規就農の促進を図るため、次のような事業を実施した。

- ア 農業に関する高度な分析・診断機材、視聴覚機材、農業者に対する情報の提供に必要な機材、実習指導用機材等の整備
- イ 農業者への有益な情報の提供や新規就農の促進に資するための、農業者、集団及び青少年並びに技術、経営、普及指導活動等に関する情報の整備・提供
- ウ 改良普及員の現地活動等に使用する巡回指導用車両の整備
- エ 地域農業改良普及センター又は市町村を単位として、農業者、市町村、農業協同組合等関係機関・団体職員、普及協力委員を構成員とし、普及指導活動に関するニーズ及び普及指導活動に対する評価の把握、関係機関・団体との役割分担についての協議等

を行う地域農業改良普及推進協議会等の開催

- オ 改良普及員の産前産後の休暇又は育児休業中、その普及指導活動を代替して行う職員の設置
- カ 新規就農に向けた啓発及び相談を行うための交流会・研修会の開催及び就農相談員の設置
- キ 普及指導活動に関する課題の収集、地域の技術及び知識の周辺農業者への情報提供等を行う普及情報協力者の設置

(4) 普及協力委員の活動

専門的な技術等についての農業者からの多様なニーズに応えられるよう、新技術の実践や農村青少年の育成等を行う先進的農業者、農産加工等の事業について識見を有する者を普及協力委員として委嘱し、これらの者が改良普及員に協力して農業経営又は農村生活の改善に資するための活動を実施した。

(5) 改良普及員の研修

国及び県段階における計画的な研修の実施を通じ、農業技術の高度化、農業経営の専門化等に対応し、的確な普及指導活動を推進し得るよう、改良普及員の資質の向上を図ることを目的とし、次のような研修を実施(国が実施する研修への派遣を含む。)するとともに、このために必要な研修用機材を当該研修を実施する施設に整備した。

ア 地域農業改良普及センター段階における研修

新任期の改良普及員の普及指導活動に対する基礎指導力を確立するための研修、現地の技術課題等を解決するための適切な普及指導活動の方法等についての研修及び改良普及員の自己能力を開発・向上するための研修

イ 県段階における研修

新任期の改良普及員に対する集合研修、高度先進的技術等専門技術の強化のための研修、地域農業の組織化等地域の総合的な課題解決のための研修、地域農業改良普及センターにおける企画・管理上の諸問題解決のための研修及び国内外の大学・試験研究機関等への留学派遣研修

ウ 国段階における研修

新任期の改良普及員に対する集合研修、中堅普及職員を対象とした農政課題研修や技術・経営研修、新任の地域農業改良普及センター所長を対象とした普及センター所長研修

(6) 農村青少年団体の指導者の育成

農村青少年団体の指導者の育成について、改良普及員の日常の普及指導活動に加え、次のような取組を通じ、優れた青年農業者の育成を図った。

- ア 農村青少年に対し、その成長段階に応じ、就農意

欲を喚起し、近代的な農業経営を担当するにふさわしい農業生産技術、農業経営技術、農家生活技術等を計画的に習得させるための研修や、その集団活動を促進させるための研修（独立行政法人農業者大学校での研修教育のための派遣を含む。）の実施

イ 農村青年の研修教育等に励みと目標を与え、農業者としての意欲を喚起し、その自主的活動の助長を図るため、優れた農業青年を「青年農業者」として認定するとともに、これらの者を対象とした研修会、先進地調査等を実施

(7) 農業者研修教育施設（道府県農業大学校）の運営

次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者等を育成することを目的として、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）に長期の研修教育を行うための養成部門を置くほか、県の農業及び農村の実情に応じ、当該施設に養成部門の卒業生に対し、より高度な研修教育を行う研究部門及び個別技術等の短期研修を行う研修部門を設置した。

各部門ごとの具体的な事業内容としては、養成部門においては、専門課程及び専攻コースを設け、講義、実習等により、次代の農業及び農村を担う優れた青年農業者として必要な技術及び知識を体系的かつ実践的に習得させること、研究部門においては、専攻区分を設け、経営環境の変化に迅速に対応し得る、より高度な経営管理能力を効率的に習得させること、また、研修部門においては新規就農希望者、青年農業者、中堅農業者、先進的農業者等幅広い層を対象に、経営の発展段階、地域における役割等に応じて、農業又は農家生活に関する知識及び技術を体系的に習得させることを目的とした研修教育を実施した。さらに、これらのために必要な機材等の整備を行った。

また、指導職員の指導能力の向上に資するための新任者研修、指導職員が当面している課題の解決のための知識及び技術、新たに開発された技術、経営管理方法、実践教育方法等を習得させるための研修（国が実施する研修への派遣も含む。）を実施した。

2 協同農業普及事業の効率的・効果的な推進

協同農業普及事業交付金による事業とあいまって、普及の技術水準の高度化等を図るとともに、農業情勢の変化等に的確かつ弾力的に対応するため、次の事業を実施した。

(1) 革新的技術導入経営体支援事業

わが国の「食」と「農」の再生を図る上で、産学官連携による革新的技術の開発とその普及を促進し、先端的な農業経営を支援するため、①革新的技術の導入

等により経営改善に取り組もうとする経営体に対し、コンサルティング・コンサルテーションに基づいた現地実証活動等により生産技術の向上支援を行うとともに、農業労働環境の改善支援等を図った。また、市町村段階においては市町村経営改善支援センターに対し、高度な分析機器等の整備強化を図るとともに、これを活用した市町村・農業団体における一般的な営農指導能力の向上により、技術指導の拠点としての機能強化による営農サイトの体制整備を図った。②革新的技術の導入のため制度資金の活用を図ろうとする経営体に対し、経営改善資金計画書作成の支援等を行うとともに、導入後の計画達成に向けたアドバイス等のフォローアップ活動を実施した。③高度な革新的技術の活用等により新事業を創造し経営改善に取り組もうとする経営体に対し、ノウハウ等の提供を行った。④経営体等の育成支援を的確に実施していくため、効果的・効率的な育成支援方法の検討を行うための協議会を開催した。また、育成すべき経営体の要請に的確に応えていくために、(社)全国農業改良普及協会に対して助成し、効率的な支援方法の検討を行う協議会を開催した。⑤経営体の多様で高度なニーズに対応した普及活動を実現するため、普及職員を対象に、経営革新支援特別研修、「食」と「農」の再生緊急課題対応研修、専門能力強化特別研修及び留学派遣研修を実施するとともに、(社)全国農業改良普及協会に対して助成し、普及職員等を対象に総合的な経営指導能力を養成する通信教育講座を実施した。

(予算額 803,884千円)

(2) 地域農業再生総合支援事業

消費者ニーズに応じた安全・安心な農畜産物の合理的な価格での供給や環境に配慮した農業生産への転換等、消費者・市場の視点を重視した地域農業の再生に取り組む農業者等に対し、普及組織による支援活動の強化を図るため、地域農業の改革支援とともに、有機性資源の循環的利用による健全な土壌形成、農業等の節減による環境と調和した持続的な農業の確立、革新的農業技術の導入を促進するため、①県において、地域農業の生産・経営構造の再編強化に計画的かつ意欲的に取り組もうとする地域において、経営の革新による飛躍的な改善に有効と考えられる技術等の選定を行うとともに、その普及及び実用化に向けた試験研究機関を普及組織との連携による推進体制等の検討や現地指導を行い、②生産振興と経営安定に係る普及活動方策を検討・策定するとともに、農業者等の意向を踏まえた地域に適合したバランスのとれた技術・経営マニュアルの作成を行い、これらを踏まえた濃密な技術・

経営指導を実施し、③県における取組体制の整備、資源循環利用及び環境負荷低減の促進活動等を支援し、地域に最も適した農業生産方式の検討等を行うとともに、④地域農業改良普及センターにおいて、展示ほの設置・運営、生産方式の導入に取り組む先導的農業者に対する技術、経営両面からの濃密な普及活動等を行った。

(予算額 630,053千円)

(3) 農業経営 IT 活用支援推進事業

生産性の高い効率的な農業経営の実現のためには、情報の入手及び経営の管理等にあたって積極的に IT を活用していく必要がある。このため、都道府県に対して助成し、① IT 理解促進のための講習会の開催、② IT の有用性を実感する体感施設の設置、③経営診断ソフト等を活用した講習会の開催、④地域農業改良普及センターに蓄積された生産・経営情報等の電子化の推進及び地域農業改良普及センターと農業者等を結ぶバーチャル普及センターの整備を実施した。また、普及職員による技術・経営支援を一層効果的・効率的とする農業経営への IT 活用支援を図るため、(独)全国農業改良普及協会に対して助成し、⑤普及職員を農業者に対する IT 指導人材として育成した。

(予算額 604,805千円)

(4) 普及活動情報基盤整備事業

効率的な普及指導活動を行うためには、最新の技術・経営に関する各種情報を地域農業改良普及センターに迅速に提供していく必要がある。このため、(独)全国農業改良普及協会に対して助成し、①普及活動に必要な各種情報の収集・提供を可能とする普及情報ネットワークの整備・運営、②経営診断分析結果、指導履歴等各種関連情報を一元化するシステムの開発、③地域農業改良普及センターに蓄積された技術・経営情報等の電子化推進への支援及び農業者が地域農業改良普及センターと情報のやり取りができる「バーチャル普及センター」の構築に対する支援を行った。

(予算額 134,033千円)

(5) 革新的農業技術習得研修委託

「食」と「農」の再生プランを踏まえ、消費者ニーズに応じた安全・安心な農畜産物の合理的な価格による供給や、環境に配慮した農業生産への転換等に関する普及活動の強化を実効あるものとするため、高度で先進的な革新的農業技術に関する知識や技術を習得させるための研修を、(独)農業技術研究機構等に委託して実施し、専門技術員の資質向上を図るとともに、試験研究機関と普及組織の連携強化を図った。

(予算額 9,211千円)

第9節 農業改良資金制度

本制度は、昭和31年に農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）の制定により発足し、これまで農政上の課題に対応し、制度の再編・拡充が行われてきたところである。平成15年度は、平成14年度に行った担い手向け制度資金の再構築の中で抜本的な見直し（農業改良措置にチャレンジするための資金へ改正、転貸方式の導入、機関保証の対象追加等）について、相談窓口へのリーフレット等の作成配布、有効活用現地検討会の開催等を通じ、農業者及び農業関係機関へ浸透推進を図った。

(平成15年度貸付枠480億円、うち女性起業向け優先枠30億円)

第10節 新規就農者・青年農業者の育成確保対策

近年、農外からの新規参入や他産業従事者の U ターン等就農ルートの多様化が進展してきており、このような多様な就農ルートを通じて幅広い人材を確保する観点から、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」（平成7年法律第2号）に基づき講じる支援措置のほか、全国、都道府県、市町村の各段階における就農支援体制の充実や農業教育への取組の強化、農業者の生涯にわたっての高度な技術の研修教育等を行うための施設の整備等により、多様な就農ルート、就農形態に対応したきめ細かな新規就農対策の充実強化を図った。

1 新規就農者に対する資金面での支援

農内農外からの新規就農の増大を図るため、青年及び近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるための知識及び技能を有する中高年齢者に対し、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金及び農業経営を開始するのに必要な資金（就農支援資金）の無利子貸付けを行った。

(就農支援資金貸付枠 129億4,353万円)

2 全国及び地域段階における就農支援体制の整備

(1) 就農サポートシステム総合整備事業

ア 就農促進サポート事業

次代の農業を担う優れた新規就農者の育成及び確保を図るため、その目標となる都道府県、市町村段階における新規就農対策推進方針の策定を進めるとともに、インターネット等を活用した就農関連情報の収集及び提供、就農相談活動等を実施した。

(予算額 3億6,377万円)

イ 就農促進サポート全国団体事業

全国新規就農相談センターにおいて新規就農希望者や農業法人就業希望者が円滑に農業に就けるよう、就農関連情報の収集及びインターネット等を通じた情報提供、就農・就業相談、主要都市でのニューファーマーズフェアの開催等を実施した。

(予算額 4,560万円)

ウ 就農サポート事業

個々の経歴や農業に関する知識及び技術の習得段階に応じた OJT 研修（職務を通じた研修）等の実施、就農希望地域での実践的な技術習得のための研修農場を設置するほか、青年農業者組織の育成、援農受入方針に係る企画検討会議等を実施した。

(予算額 2億1,546万円)

エ 民間活用就農サポート事業

IJU ターン等による就農・就業を希望する大都市圏の就農希望者に対し、就農準備校において基礎から実践までの多様な就農形態に応じた研修を実施した。

(予算額 6,925万円)

(2) 子どもたちの農業・農村体験学習推進事業

子どもたちが農業・農村に親しみをを感じる機会を充実するため、全国的な体験学習の推進体制づくり、文部科学省と連携したモデル地区の設置のほか、身近な水辺環境の活用や修学旅行等を通じた学校内外における農業・農村体験学習の推進を行うほか、体験学習に関する情報の Web サイトでの提供を行った。

(予算額 4億908万円)

(3) 農業研修教育施設整備事業

道府県農業大学校等において、農業技術の革新等に対応した研修教育、農業を担うべき者の就農前から経営が確立するまでの発展段階に応じた研修教育及び国民の農業農村への理解の増進を図るための研修教育の基幹施設となる研修教育棟、宿泊棟、新技術習得施設、生産実習施設等の施設を整備した。

(予算額 18億9,250万円)

(4) 農村青少年研修教育団体事業

ア (社)全国農村青少年教育振興会に助成して、農村青少年を対象とした先進農家留学研修、全国農業者青年交換大会、全国青年農業者会議を実施した。

また、農村青少年に対する青年農業者の育成確保関係者による指導活動を助長するため、指導農士全国研究会及び青年農業者育成研究会を開催した。

(予算額 2,528万円)

イ (社)国際農業者交流協会に助成して、農村青少年を欧州等の先進農家へ1年間派遣し、農業の実務研修を受けさせる農業実習生海外派遣事業等を実施した。

(予算額 2,965万円)

ウ 青年農業者の育成に重要な役割を果たしている民間の研修教育施設（鯉淵学園、八ヶ岳中央農業実践大学校、日本農業実践学園）の研修教育の効果を高めるために必要な教育施設の整備、指導職員の設置等に対して助成した。

(予算額 2億3,662万円)

(5) 独立行政法人 農業者大学校の運営

独立行政法人の農業者大学校において、青年農業者に対し3年間の特色ある教育を通じて、幅広い視野と応用能力を付与することにより、自ら近代的な農業経営を実践し、地域農業のリーダーとなるべき優れた人材を育成した。

(予算額 6億3,281万円)

第11節 女性・高齢者対策

地域の多様な担い手として農業・農村の維持・活性化に大きく貢献している女性・高齢者の農業活動や地域活動を促進し、その役割に見合った適正な評価を進めるため、女性の自らの意思による社会参画・経営参画が可能となる環境整備を推進するとともに、高齢者が生涯現役を目指して農業に関する活動ができる環境づくりを推進する施策を総合的に実施した。

1 農山漁村男女共同参画の推進

「食料・農業・農村基本法」及び「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、以下の施策に取り組み、農山漁村における男女共同参画の推進を図った。

(1) 農業・農村男女共同参画チャレンジ支援事業

女性農業者の経営参画・社会参画へのチャレンジを支援するため、農村女性のライフステージに合わせた農業技術、起業等の能力向上研修、法律・経営等に関する相談活動を実施するとともに、農山漁村男女共同参画アドバイザーの認定や地域における女性の参画目標を策定し、その達成に向けた普及啓発活動及び優良事例の表彰を実施した。また、過重労働になりがちな出産・育児期の女性農業者の労働管理等に関する研修

を開催した。

(予算額 2億481万円)

(2) 女性農業者経営参画支援事業

出産・育児期にある女性の子育てと農業経営の両立が可能となる環境整備を進めるため、地域で子育て等に関する相談に応じる相談員を養成するための研修や相談マニュアル等の資料の作成及び配布を行った。

(予算額 1,323万円)

(3) 農業・農村男女共同参画推進事業

農山漁村における男女共同参画社会形成に向けた機運の醸成を図るため、「農山漁村女性の日」を活用した記念行事等の開催や農村女性の能力を向上させるための通信教育を実施した。

(予算額 972万円)

(4) 農山漁村生活開発推進事業

女性農業者の積極的な経営参画や若い女性の農村への定着を図るため、農山漁村における女性の活動等に関する情報の紹介や都市在住女性との交流会の開催、女性農業者が抱える諸問題を明らかにするための検討会等を実施するために必要な経費を(財)農山漁村女性・生活活動支援協会に対し助成した。

(予算額 3,628万円)

2 農山漁村高齢者対策

「食料・農業・農村基本法」及び「食料・農業・農村基本計画」を踏まえ、農山漁村における高齢者対策の推進のため、以下の施策を実施した。

(1) 都市・農山漁村いきいきシニア活動促進事業

都市部以上に進行している農山漁村の少子・高齢化に的確に対応するため、高齢者活動に対する啓発、高齢者の自立的活動や都市高齢者等と行う地域づくり活動を促進するとともに、農村地域における少子・高齢化の要因についての調査等を行った。

(予算額 1億644万円)

(2) 高齢者等心身リフレッシュ支援活動促進事業

農村高齢者の新たな活動の場をつくるため、都市と農村高齢者との交流ワークショップの具体的な手法を確立し、その手法の普及を推進した。

(予算額 1,239万円)

第12節 農業協同組合等

1 農業協同組合及び同連合会

(1) 農協系統の現状

農協は、農業者の自主的な協同組織として、組合員

に対して、営農指導事業、購買・販売事業(経済事業)、共済事業、信用事業等の各種サービスを提供している。このうち、農協事業の中核である農産物の販売事業についてみると、農業総産出額に対する割合が近年低下傾向にあるなど、農家の農協離れが進んでいることがうかがわれる。また、農協の経済事業に対しては、組合員である農業者からも「農協系統を利用するメリットに乏しい」との批判があり販売力強化や生産資材価格の引下げに対する期待が高い。さらに、相次ぐ偽装表示等の発覚等によって消費者や農業者の信頼が大きく揺らいでいる。

このため、農林水産省では、農協の構造改革の促進に向けた議論を行うため、平成14年9月から「農協のあり方についての研究会」を開催し、平成15年3月に、農協系統の問題点、農協改革の理念、農協改革の基本方向、行政との関係等について報告書が取りまとめられ、経済事業を中心として抜本的な改革の遂行を求めた。

農協系統においては、この報告書の内容を踏まえ、平成15年10月の第23回JA全国大会において農協改革の加速化と実践に向けた取組を決議した。この決議では、四つの重点実施事項として①安全・安心な農産物の提供と地域農業の振興、②組合員の負託にこたえる経済事業改革、③経営の健全性・高度化への取組強化、④協同活動の強化による組織基盤の拡充と地域の活性化を定めた。特に経済事業改革については、その改革の支援と進捗管理を行う体制を整え、その後、平成15年12月に全国農業協同組合中央会において改革の目標を定めた「経済事業改革指針」では、平成15年度から17年度の3ヵ年に販売戦略の見直し、担い手に対する大口一括購入割引や低コスト資材の導入等による生産資材価格の引下げ等の取組を強化することとしている。

農林水産省においては、「農協のあり方についての研究会」報告書及び第23回JA全国大会決議を踏まえ、これら農協改革を促進するため、①全中が作成する経済事業改革指針の法的位置付けの明確化、②中央会の監査機能の全中への集約、③全農・経済連等の部門別損益の総会への提出及び業務報告書の行政庁への提出の義務付け、④販売事業面における農協間連携の強化、⑤共済事業の健全性の確保、契約者保護の充実、等を内容とする農業協同組合法の一部改正を第159回通常国会に提出し(平成16年6月18日公布)、平成17年4月1日の施行に向けて、政省令等の整備・準備を行った。

農協系統の現状を概観すると、16年3月31日現在における農業協同組合の数は単位農業協同組合が

3,666（うち総合農協952）、連合会が276（うち全国段階のもの18）で15年度中に単位農業協同組合が283（うち総合農協87）、連合会が25それぞれ減少している。

15年度における総合農協の合併実績（15年度中に合併登記を完了）は39件であり、参加農協数は118農協であった。

14事業年度末現在における総合農協の正組合員の数は、515万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し5万2千人減少し、准組合員の数は384万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し4万1千人増加している。

（2）農協系統の財務の概況

14事業年度末現在における総合農協の財務状況は資金調達額（負債・資本の計）83兆3,323億円で、前年度比1.0%増加した。これら調達資金の90.7%は信用事業負債である。

資金の運用については、全体の91.5%である76兆2,689億円が信用事業資産（貯金、貸出金、有価証券等）であり、前年度比1.3%増加している。固定資産は前年度比0.5%減少し3兆4,136億円、外部出資は前年度比6.3%増加し1兆6,122億円である。

資本については、5兆1,140億円で、前年度比1.6%増加した。

（3）農協系統の行う各事業の概況

ア 営農指導事業

農協は、組合員の農業所得の向上を図るため、作目別の技術指導、農業経営の指導等を行う営農指導事業を実施している。

14事業年度末における1組合平均の営農指導員数は14.9人である。また、営農指導員のうち耕種、野菜、畜産等の作目別指導に従事するものが多く、農家の経営指導に従事するものは全体の約1割となっている。

イ 信用事業

農協における14年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は74兆4,203億円（1組合当たり753億円）、貸出金残高は21兆5,147億円（同218億円）、有価証券（金銭信託及び買入金銭債権を含む。）は3兆5,992億円（同36億円）となっており、前年度末比の増減率は、それぞれ1.2%、▲1.0%、▲12.0%となっている。

また、信農連における14年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は50兆3,270億円（1信農連当たり10,941億円）、貸出金残高（コールローンは除く）は5兆4,159億円（同1,177億円）、系統預け金は32兆6,359億円（同7,095億円）、有価証券（金銭信託及び

買入金銭債権を含む。）は13兆8,362億円（同3,008億円）となっており、前年度末比の増減率は、それぞれ▲0.3%、1.2%、0.4%、1.8%となっている。

ウ 経済事業

14事業年度における総合農協の販売事業の取扱高は、4兆7,351億円となっており、そのうち主要なものは畜産1兆1,475億円（24.2%）、米1兆1,369億円（24.0%）、野菜1兆2,564億円（26.5%）、果実4,865億円（10.3%）である。

また、購買事業の取扱高は3兆7,996億円となっており、そのうち主要なものは飼料3,676億円（9.7%）、肥料3,105億円（8.2%）、農薬2,581億円（6.8%）、農業機械2,843億円（7.5%）、燃料6,023億円（15.9%）、食料品6,191億円（16.3%）、日用雑貨1,143億円（3.0%）、家庭燃料2,036億円（5.4%）である。

エ 共済事業

15年度末の共済事業における長期共済保有契約高（保障ベース）は、375兆7,455億円（前年度末382兆9,003億円）、短期共済契約高（掛金ベース）は、4,766億円（同4,764億円）となっている。

一方、共済金支払額は、長期・短期を含めた総額で、事故共済金1兆19億円、満期共済金2兆5,049億円、合計3兆5,068億円となった。

オ 医療事業

農協系統組織の医療事業は主として都道府県（郡）厚生農業協同組合連合会が医療施設を開設して行っており、15年度末現在では33都道府県で36連合会が設置されている。

同連合会の開設している医療施設数は122病院、59診療所であり、医療法上の公的医療機関の指定を受け農協の健康管理活動の補完を行うとともに、農村地域の医療機関として農家組合員及び地域住民に対し、医療の提供を行っている。

2 農業協同組合中央会

農業協同組合中央会の事業

農業協同組合中央会は、農業協同組合及び同連合会の健全な発達を図るため①組合の組織、事業及び経営の指導、②組合の監査、③組合に関する紛争の調停、④組合に関する調査・研究等を総合的に実施している。

15年度の財務規模（一般会計予算）は、全国農業協同組合中央会にあっては36億6,087万円、都道府県農業協同組合中央会にあっては638億5,765万円となっている。

3 農事組合法人

農事組合法人は昭和37年の農協法改正により、農業生産の協業化を図ることを目的とする農民の協同組織として制度化されたものであり、15年度においては6,597法人（前年度同期6,682法人）となっている。

このうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行ういわゆる1号法人の数は2,084、農業の経営を行ういわゆる2号法人の数は1,099、1号及び2号の事業を併せ行う法人の数は3,414となっている。

また、作目別にみると単一作目が5,580法人で圧倒的に多く、複合作目は1,017法人である。単一作目では、畜産（酪農、肉用牛、養豚、養鶏等）（2,028法人）、野菜（810法人）、果樹（546法人）等が多い。

4 農林漁業団体職員共済組合

農林漁業団体職員共済組合（農林年金）は、農協、漁協等の農林漁業団体に勤務する役職員を対象として、職域における年金給付事業及び福祉事業を行うため、昭和34年1月に設立された我が国の公的年金制度の一つであるが、公的年金制度の一元化の一環として、平成14年4月に厚生年金と統合した。この統合により、農林年金は職域年金相当部分のみを特例年金として支給するために、経過的に存続することとなっている。

（15年度末年金受給権者数：363,799人）

5 農協に関する統計調査

(1) 一 斉 調 査

農業協同組合、同連合会及び農事組合法人について、その組織、財務及び事業の概要を調査し、統計表として公表した。14事業年度の各統計表の集計組合数は

総合農協1,046、専門農協868、都道府県区域農協連合会121及び農事組合法人1,895であった。

(2) 経営分析調査

総合農協のうち71組合を抽出し、事業の部門別損益、経営諸指標の算出等組合の経営内容に関する分析調査を行い「農業協同組合経営分析調査報告書（平成14事業年度）」として公表した。

(3) 農業協同組合等現在数統計

農業協同組合、同連合会及び農事組合法人について、その現在数（16年3月31日現在）及び15年度における設立、合併及び解散の状況を調査し、公表した。

第13節 農林漁業金融

1 組合金融の動き

平成15年度の我が国経済は、大企業製造業を中心に輸出主導での回復期待が強まった。天候不順・冷夏の悪影響はあったが、実質国内総生産（GDP）はプラス成長を持続し平成15年10－12月期には前年同期比3.4%にまで成長率が上昇した。ただし、地域間での回復格差が依然大きいのが実状である。デフレ圧力は後退し、全国消費者物価（除く生鮮食品）も一時前年比プラスへ転換したが、医療費負担やたばこ税等の引き上げおよび米価上昇など政策的・一時的要因による押し上げ効果が大きく、耐久財を中心に物価下落傾向は残っている。

このような景気回復基調のもとで、平成15年度末の日経平均株価は11,715円と4年ぶりに前年度末を上回る一方、6月中旬から上昇に転じた長期金利は一段の上昇をうかがう動きを見せた。

金融制度については、金融システムの安定や金融資本市場の整備に向けた制度の枠組みの整備が進められた。

平成14年秋の金融再生プログラムに沿った取組が進められるなかで、主要行については、引続き不良債権処理の強化や健全性の向上に向けた取組が求められ、地方銀行・信金・信組については、平成15年3月に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、中小企業再生支援等を盛り込んだ機能強化計画の策定とその着実な実行が求められている。

金融審議会では、あらたな公的資金制度の創設、金融機関の自己資本のあり方、信託業のあり方、市場機能の整備・強化についての検討が行われ、公的資金制度については、あらたなビジネスモデルを展開する金融機関や健全行と不健全行の合併等に対する資本注入を可能とする制度の創設のための法律が通常国会で成立した。

また、農林系統においては、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（再生特例法）及び農水産業協同組合貯金保険法等並びに農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部改正を行うこととされた。

① 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（再生特例法）及び農水産業協同組合貯金保険法の改正

長引く不況による景気低迷の中、破産事件が激

表10 農協信用事業主要勘定

(単位：億円、%)

	貯金(A)	借入金 〔農林公庫 転貸資金 を除く〕	貸出金(B) 〔農林公庫 資金、金 融機関貸 出を除く〕	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
14年3月末	735,374	2,644	213,008	490,725	487,886	40,520	29.0
15年3月末	744,203	2,158	210,552	507,604	505,065	35,751	28.3
16年3月末	759,765	1,774	210,203	519,581	517,290	40,336	27.7

増していることから、破産手続の迅速化及び合理化を図るとともに、手続の公正さを確保し、利害関係人の権利関係の調整に関する規律を現代の経済社会に適合した機能的なものに改めるため、破産法が全面改正することとされた。

破産法の改正に伴い、「破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」において、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（再生特例法）及び農水産業協同組合貯金保険法について、金融庁等の「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」、「預金保険法」等と同様の一部改正を行うこととされた。

② 金融機能の強化のための特別措置法の成立

現下の経済情勢の下、地域経済の活性化等が課題となる中で、我が国の金融機関等においては、企業再生や不良債権問題への対応など、リスク対応のための体力を高めることが重要となっている。

こうした状況に対応して、金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し、もって信用秩序の維持と国民経済の健全な発展に資することを目的として、金融機能の強化のための特別措置法の制定を行うこととされた。

③ 農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部改正

組合員や消費者のニーズ等に的確に対応し、農協が行う経済事業、信用事業、共済事業等における機能が十全に発揮されるよう、中央会の指導機能の明確化・監査機能の集約を図るとともに、農協及び農業信用基金協会の経営の健全性の確保を図ることを目的として、農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部改正を行うこととされた。

この他、JAバンク法に基づくJAバンク全体の

健全性強化については、全JAバンク会員のモニタリング、基準に該当したJA等に対する指導、JAバンク支援基金による資本注入の支援等を通じ、より一層の信頼性向上に取り組んでいる。

以上のような情勢の下、平成15年度の系統信用事業は、次のような動きをした。

(1) 農協の動き

ア 貯金

15年度末の貯金残高は75兆9,765億円となり、14年度末に比べ15,562億円、2.1%増加した。

イ 借入金

15年度末の借入金残高は1,774億円（このほか農林漁業金融公庫から転貸用借入金3,056億円）となり、前年度末残高（2,158億円）より384億円、17.8%減少した。

ウ 貸出金

15年度末の貸出金残高は21兆203億円（このほか農林漁業金融公庫受託貸付金残高3,428億円、金融機関貸出1,240億円）となり、前年度に比べ349億円、0.2%減少し、貯貸率は28.3%から27.7%へと減少した。

貸出金残高を短期、長期別にみると、年度間増加率は、短期貸出が8.9%減（前年度4.0%減）、長期貸出は1.1%増（前年度0.6%減）となり、長期貸出比率は88.9%（前年度87.8%）となった。

エ 余裕金

農協の余裕金（現金を除く。）は、主として信農連への預け金および有価証券で運用されており、その15年度末残高は56兆233億円で、前年度末残高（54兆3,596億円）より1兆6,637億円、3.1%増加した。

その運用内訳をみると、預け金51兆9,581億円で余裕金の92.7%を占め、前年度に比べ1兆1,978億円、2.4%増であった。このうち系統への預け金は51兆7,290億円で、余裕金全体の92.3%を占めており、前年度（92.9%）より0.6ポイント減少した。

また、15年度末における有価証券保有残高は4兆336億円と前年度に比べ4,585億円（12.8%）増とな

表11 信農連主要勘定

	貯金(A)	借入金	貸出金(B) (金融機関貸出を除く)	金融機関 貸出	預け金	うち系統 預け金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
14年3月末	504,730	275	48,514	5,022	326,266	325,071	131,969	9.6
15年3月末	503,270	419	47,118	7,041	327,277	326,359	134,806	9.4
16年3月末	493,132	687	49,202	8,875	301,735	300,724	147,735	10.0

表12 農林中央金庫主要勘定

	預金	発行債券	会 員 貸 出	会員以外の 貸出	(単位：億円) 有価証券
14年3月末	380,688	59,461	7,627	234,703	232,768
15年3月末	402,391	58,071	7,551	184,315	286,722
16年3月末	409,818	52,168	4,036	173,946	335,530

資料：農林中央金庫残高試算表、ディスクロ誌、それぞれ単体の数値であり、単位未満は切り捨て。

り、余裕金全体に占める割合は6.6%から7.2%へと増加した。

(2) 信農連の動き

ア 貯金

15年度末の貯金残高は49兆3,132億円となり、前年度末より10,138億円、2.0%減少した。

イ 借入金

15年度末の借入金残高は687億円となり、前年度末残高（419億円）より268億円増加した。

ウ 貸出金

15年度末の貸出金残高は4兆9,202億円（このほか農林漁業金融公庫受託貸付金残高8,122億円、金融機関貸出8,875億円）となり、前年度に比べ2,084億円、4.4%増加した。

このため、年度末残高の貯貸率は、9.4%から10.0%へと増加した。

エ 余裕金

信農連の余裕金（現金を除く。）は、主として農林中金への預け金及び有価証券で運用されており、その15年度末残高は45兆3,354億円で、前年度末残高（46兆5,739億円）より12,385億円、2.7%減少した。

その運用内訳をみると、預け金30兆1,735億円で余裕金の66.6%を占め、前年度に比べ25,542億円、7.8%減であった。このうち系統への預け金は30兆724億円で余裕金全体の66.3%を占めており、前年度（70.1%）より減少した。また、15年度末における有価証券保有残高は14兆7,735億円と前年度に比べ12,929億円（9.6%）増となり、余裕金全体に占める割合は28.9%から32.6%へと増加した。

(3) 農林中央金庫の動き

ア 預金

15年度末の預金残高は40兆9,818億円となっており、14年度（40兆2,391億円）に比べ7,427億円（1.8%）増加した。この預金を預かり先別に見ると、会員の残高が34兆6,622億円（14年度35兆5,146億円）で、8,524億円（2.4%）の増加となった。

また、会員以外の残高は6兆3,195億円（14年度4兆7,244億円）で、1兆5,951億円（33.7%）の増加となった。なお、預金残高総額に占める会員団体の業態別の割合は、農協系統が81.4%と太宗を占めており、水産系統3.2%、森林系統0.01%となった。

イ 農林債券

15年度末の農林債券の発行残高は5兆2,168億円となっており、14年度（5兆8,071億円）に比べ5,903億円（10.1%）減少した。これを利付債と割引債に分けてみると、利付債の発行残高は4兆5,595億円（14年度5兆1,106億円）で5,511億円（10.7%）の減少、割引債の発行残高は6,573億円（14年度6,964億円）で、391億円（5.6%）の減少となった。

ウ 貸出金

(ア) 会員貸出

15年度末の会員貸出残高は4,036億円、14年度（7,559億円）に比べ3,523億円（46.6%）減少した。これを団体別に見ると、農協系統は2,307億円（14年度5,629億円）で3,322億円（59.0%）の減少、水産系統が1,409億円（14年度1,561億円）で152億円（9.7%）の減少、森林系統が316億円（14年度365億円）で49億円（13.4%）の減少となった。

(イ) 会員以外の貸出

15年度末の会員以外の貸出残高は17兆3,946億円となっており、14年度（18兆4,315億円）に比べ1兆369億円（5.6%）減少した。このうち、関連

産業法人貸出残高は4兆8,253億円（14年度5兆5,582億円）で、7,329億円（13.1％）の減少となった。他方、関連産業法人貸出以外の貸出は、農林水産業者、公共法人等貸出、金融機関貸出等があるが、これらの残高は12兆5,692億円（14年度12兆8,732億円）で、3,040億円（2.3％）の減少となった。

エ 貸出金以外の資金運用

貸出金以外の資金運用については、有価証券や預け金等により運用されているが、このうち15年度末の有価証券保有残高は33兆5,530億円（14年度28兆6,722億円）で、4兆8,808億円（17.0％）の増加となった。

2 農林漁業金融公庫

(1) 貸付計画及び資金計画

平成15年度における農林漁業金融公庫の当初貸付計画額は、資金需要の実勢を勘案の上14年度の4,700億円から100億円減額の4,600億円とした。資金の区分別の内訳は表13のとおりである。

表13 農林漁業金融公庫貸付計画

(単位：百万円)			
区 分	15年度	14年度	比較増△減
経営構造改善	158,250	159,950	△ 1,700
基盤整備	95,920	103,416	△ 7,496
一般施設	142,430	143,234	△ 804
経営維持安定	58,400	58,400	0
災 害	5,000	5,000	0
合 計	460,000	470,000	△ 10,000

15年度の資金交付計画の総額は、14年度の4,100億円から300億円減額の3,800億円とした。この原資として借入金2,037億円（うち財政融資資金1,850億円、農業経営基盤強化措置特別会計187億円）、農林漁業信用基金からの寄託金32億円及び自己資金等1,914億円（うち財投機関債220億円、政府保証債130億円）を充当することとした。また、農林漁業金融公庫の収支の均衡を図るため、一般会計から補給金605億4,600万円（14年度当初662億8,100万円）の繰入れを予定した。

なお、15年度末時点の農林漁業金融公庫に対する政府出資金は3,116億円となっている。

また、15年度決算における資金運用利回りは14年度の3.58％より0.24％減の3.34％（補給金繰入前）、資金原価は4.27％（うち借入金利息3.02％、業務委託費、事務費等1.25％）であった。

(2) 制 度 改 正

14、15年度における農林漁業金融公庫融資制度の主な改正点は、次のとおりである。

<14年度>

ア 担い手向け制度資金の再構築の一環として、農業経営基盤強化資金の法人限度額が引上げられた。

イ 経営体育成強化資金については、土地利用型農業のみから全農業種目へ拡大された。

ウ 効率的かつ安定的に漁業経営を営む者の経営改善等に必要な資金を総合的に融資する漁業経営改善支援資金が創設された。

エ 食品安定供給施設整備資金について、国内農林水産物の取引額が一定額以上の者に限定するなど、農林漁業の振興に資するよう連携要件が付与された。

<15年度>

ア 農業者及び沿岸漁業者の維持安定を図るため、農業経営維持安定資金（災害）及び沿岸漁業経営安定資金（災害）の貸付金の使途が拡充された。

イ 水産加工業の事業基盤の強化を図るため、水産加工資金の貸付適用期限が延長された。

ウ 食品の安全性の確保や品質管理の徹底を図るため、食品産業品質管理高度化促進資金の貸付適用期限が延長された。

(3) 貸 付 状 況

15年度の貸付額は表14のとおり3,411億円で、貸付計画額4,600億円を下回った。

ア 経営構造改善関係資金

15年度の経営構造改善関係資金の主な貸付額をみると、経営体育成強化資金は187億円、農業経営基盤強化資金は601億円、漁業経営改善支援資金38億円、中山間地域活性化資金は93億円となった。これらの結果、全体としては、928億円となった。

イ 基盤整備関係資金

15年度の基盤整備関係資金の貸付額をみると、農業基盤整備資金は241億円、担い手育成農地集積資金は130億円、林業基盤整備資金は88億円、森林整備活性化資金は31億円、漁業基盤整備資金は12億円となった。これらの結果、全体としては、503億円となった。

ウ 一般施設関係資金

15年度の一般施設関係資金の主な貸付額をみると、農林漁業施設資金は300億円、特定農産加工資金は235億円、食品流通改善資金は174億円となった。これらの結果、全体としては、966億円となった。

エ 経営維持安定関係資金

15年度の経営維持安定関係資金の貸付額をみると、農業経営維持安定資金は199億円、林業経営安定資金は808億円、沿岸漁業経営安定資金は2億となった。これらの結果、全体としては、1,009円となった。

オ 災害関係資金

15年度の災害関係資金の貸付額は、全体として5億円となった。

表14 農林漁業金融公庫資金貸付額

(単位：百万円)		
区 分	15年度	14年度
経 営 構 造 改 善	92,842	94,378
農林漁業構造改善事業推進	-	81
農地等取得	-	59
経営体育成強化	18,745	14,945
農業経営基盤強化	60,060	63,345
林業経営育成	237	268
漁業経営改善支援	3,791	7,740
漁業経営再建整備	-	31
中山間地域活性化	9,345	7,615
振興山村・過疎地域経営改善	665	294
基 盤 整 備	50,294	58,886
農業基盤整備	24,142	28,481
担い手育成農地集積	13,044	13,606
林業基盤整備	8,808	12,057
森林整備活性化	3,060	3,058
漁業基盤整備	1,239	1,683
一 般 施 設	96,567	134,603
農林漁業施設	29,972	50,354
畜産経営環境調和推進	2,486	1,032
特定農産加工	23,465	42,793
食品産業品質管理高度化促進	5,586	5,046
漁 船	692	789
水 産 加 工	5,197	6,503
食品流通改善	17,406	18,802
食品安定供給施設整備	9,418	4,857
塩業、新規用途、乳業	2,345	4,428
経 営 維 持 安 定	100,893	83,201
農業経営維持安定	19,923	23,123
林業経営安定	80,762	60,024
沿岸漁業経営安定	209	54
自作農維持	-	-
災 害	549	27
計	341,145	371,095

(注) 単位未満四捨五入につき合計と内訳が突合しないことがある。

3 農業近代化資金

農業近代化資金制度は、昭和36年に創設されて以来、農業者等の農業経営の近代化に資することを目的に都道府県が行う利子補給等の措置に対して助成すること等により長期かつ低利な施設資金等の円滑な供給に努めてきており、14年度に担い手の経営展開のための資金として貸付対象者等の抜本的な改正を行い、15年度においては、引き続き、その一層の定着・普及を図っ

た。

(1) 融 資 状 況

15年度の融資枠は14年度の4,000億円から500億円減額の3,500億円を設定した。融資実績は610億円（14年度530億円）で、対前年度比115.3%と増加した。承認件数は6,811件で14年度より1,894件減少した。(表15)

ア 融資対象施設別融資状況

15年度の融資対象施設別実績をみると、個人施設は355億円で14年度に対し22億円、6.7%の増加となった。このうち認定農業者向けの融資実績は前年度に比べ95億円、86.9%増加、その他担い手向けの融資実績は72億円、32.2%減少している。共同利用施設は、255億円で14年度（196億円）に比べ30.1%増加（59億円増）した。

イ 地域別融資状況

15年度の地域別の融資状況をみると、14年度と比べ、北海道（76億円増）、東北（6億円増）、関東（40億円減）、北陸（3億円減）、東海（4億円増）、近畿（6億円増）、中国四国（4億円減）、九州（36億円増）、沖縄（1億円減）となった。

(2) 融 資 残 高

15年12月末の融資残高は4,094億円（うち国枠中金融資分119億円）となった。この内訳を融資機関別にみると、農協が2,692億円（65.7%）でその大半を占め、次いで信農連1,159億円（28.3%）、農林中央金庫182億円（4.5%）、銀行等61億円（1.5%）の順になっている。

(3) 農業近代化資金の予算及び決算

15年度における農業近代化資金関係の当初予算額は33億1,850万円であり、補正後の予算額28億6,933万円に対し決算額は25億7,153万円となった。この内訳は都道府県の利子補給に対する補助金が補正後の予算額28億2,859万円に対し、決算額25億4,660万円、農林中央金庫の直接利子補給金が補正後の予算額4,074万円に対し、決算額2,493万円となっている。(表16)

4 農業経営改善促進資金

農業経営改善促進資金制度は、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な短期運転資金を、農協系統金融機関等を通じて極度貸付方式等で供給することを目的として、6年度に創設された。

本資金制度の仕組みは、独立行政法人農林漁業信用基金に造成される国の出資金等による全国低利預託基金並びに都道府県農業信用基金協会に造成される都道

表15 農業近代化資金種類別利子補給承認状況

資金種類	15年度 (速報)					14年度			
	件数 (件)	金額 (百万円)	構成比 (%)	1件当たり 金額(千円)		件数 (件)	金額 (百万円)	構成比 (%)	1件当たり 金額(千円)
個人施設					個人施設				
建構築物等	4,587	22,530	36.9	4,912	建構築物等	6,541	22,913	43.3	3,503
うち建構築物	2,009	14,110	23.1	7,023	うち建構築物	2,089	12,429	23.5	5,950
うち農機具	2,578	8,420	13.8	3,266	うち農機具	4,452	10,484	19.8	2,355
果樹等	62	239	0.4	3,855	果樹等	70	239	0.5	3,414
家畜	752	9,790	16.0	13,019	家畜	608	7,904	14.9	13,000
小土地	26	46	0.1	1,769	小土地	39	64	0.1	1,641
長期運転	78	614	1.0	7,872	長期運転	69	263	0.5	3,812
特認	22	244	0.4	11,091	特認	23	269	0.5	11,696
セット	196	2,081	3.4	10,617	セット	220	1,672	3.2	7,600
小計	5,723	35,544	58.2	6,211	小計	7,570	33,323	63.0	4,402
うち認定農業者向け	3,548	20,329	33.3	5,730	うち認定農業者向け	1,974	10,873	20.5	5,508
うちその他担い手向け	2,175	15,215	24.9	6,995	うちその他担い手向け	5,596	22,450	42.4	4,012
	(0)	(0)	(－)	(－)		(0)	(0)	(－)	(－)
共同利用施設	1,088	25,491	41.8	23,429	共同利用施設	1,135	19,611	37.0	17,278
	(0)	(0)	(－)	(－)		(0)	(0)	(－)	(－)
合計	6,811	61,035	100.0	8,961	合計	8,705	52,935	100.0	6,081

(注) 1 () 内は国粋農林中金融資分であって内数である。2 「セット」とは、2種類以上の資金の一括貸付をいう。

3 特認とは、農村給排水施設資金、特定の農家住宅資金、内水面養殖施設資金である。

4 単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

表16 農業近代化資金関係の予算額及び決算額

(単位：千円)

	15年度		14年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業近代化資金利子補給補助金	(3,267,245)	2,546,596	(4,303,268)	3,068,021
	2,828,593		3,534,423	
農業近代化資金利子補給金	(51,256)	24,934	(55,796)	28,647
	40,738		51,677	
計	(3,318,501)	2,571,530	(4,359,064)	3,096,668
	2,869,331		3,586,100	

(注) 1 () 内は当初予算である。

2 決算額は単位未満四捨五入につき、内訳と計が必ずしも一致しない。

府県低利預託基金をベースとして、基金協会が農協等の融資機関に低利預託を行い、融資機関が四倍協調で短期運転資金を融通する仕組みである。

融資状況

15年度末の融資状況は、融資枠2,000億円に対して極度契約額は141億円(14年度136億円)で、その融資残高は66億円(14年度62億円)となった。

5 農業信用保証保険

(1) 農業信用基金協会の業務概況

農業信用基金協会の基本財産である基金の総額は、前年度末の2,599億円に対し127億円増加し、15年度末残高は2,726億円(農業近代化資金441億円、農業改良

資金1億円、就農支援資金1億円、一般資金2,283億円)となった。その主たるものは、会員からの出資金で、基金総額の約80%を占めている。また、この基金を担保とした15年度末の債務保証残高は5兆8,626億円(農業近代化資金2,773億円、農業改良資金17億円、就農支援資金58億円、一般資金5兆5,778億円)で、前年度末の5兆6,459億円に対し2,167億円の増加となった。農業近代化資金のうち新たに15年度の基金協会の債務保証に付された額は、当該年度の利子補給承認額の76.2%となった。

また、15年度中に基金協会が代位弁済を行った金額は197億3,351万円(うち農業近代化資金分10億9,165万円)で、前年度の199億955万円に比べ1億7,604万円減

表17 農業信用保証保険関係の予算額及び決算額

区 分	15年度		14年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業信用保証制度円滑化対策費補助金	(550,000) 550,000	81,338		
担い手育成緊急対策費補助金	—	—	(856,000) 836,650	116,116
農業信用基金協会出資補助金	—	—	(395,000) 366,725	75,794
農業漁業信用基金出資金	—	—	(300,000) 300,000	300,000
計	(550,000) 550,000	81,338	(1,551,000) 1,503,375	491,910

(注) () 内は当初予算である。

少した。

この結果、15年度末の求償権残高は1,147億3,782万円（うち農業近代化資金分85億7,617万円）となった。

(2) 農林漁業信用基金の業務概況（農業関係）

15年度末の保険価額残高は、保証保険 3 兆8,760億円、融資保険45億円で、前年度末の保証保険 3 兆8,376億円、融資保険47億円に対し、384億円の増加及び2億円の減少となった。各基金協会に貸し付けた融資資金の残高は、長期資金491億3,700万円で、前年度末と同額となった。

また、15年度において基金協会等に支払った保険金の額は79億4,314万円で、前年度の71億9,577万円に対し7億4,737万円増加した。

この結果、15年度末の支払保険金残高は667億5,388万円で、前年度の613億6,983万円に対し53億8,405万円の増加となった。

(参考) 全国農協保証センターの業務概況

全国農協保証センターの基本財産である再保証業務及び直接保証業務に係る基金は、15年度末残高で61億8,195万円（前年度59億2,181万円）となった。また15年度の再保証引受額及び保証引受額は5,187億円（前年度3,370億円）、年度末の再保証残高及び保証残高は2兆1,758億円（前年度1兆9,260億円）となった。

(3) 農業信用保証保険関係の予算及び決算

15年度における都道府県が農業信用基金協会に対して行う特別準備金の積立の助成に対する補助金は、予算額5億5,000万円（決算額8,134万円）となった。

（表17）。

第14節 農業災害補償制度

1 概 要

農業災害補償制度は、家畜保険法（昭和4年法律第19号）と農業保険法（昭和13年法律第68号）を統合整備し、昭和22年12月15日法律第185号をもって制定された農業災害補償法に基づくもので、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補てんし農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

共済事業の種類は、国の再保険を伴うものとして、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済があり、国の再保険を伴わないものとして任意共済がある。

共済事業の種類及び共済目的（対象となる作物等）は、表18のとおりである。

事業の実施体制は、農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が元受けを行い、組合等の負う共済責任の一部を都道府県の区域ごとに設立されている農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の保険に付し、更に、その保険責任の一部を国の再保険に付すという3段階制によって構成されている。（地域の意向を踏まえ、都道府県の区域の組合と国との2段階制による事業実施も可能。）

また、連合会及び組合等（以下「農業共済団体等」という。）の保険事業及び共済事業の健全な運営を図るため、独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務（平成15年10月1日に独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）に基づき、農林漁業信用基金から移行。国の出資38億円、連合会等の出資18億円）により、農業共済団体等に対し、保険金等

の支払財源が不足する場合に融資を行っている。

表18 共済事業の種類及び共済目的

共済事業の種類	共済目的 (対象となる作物等)
農作物共済事業	水稻、陸稲、麦
家畜共済事業	牛、肉牛の子牛及び胎児、馬、豚
果樹共済事業	うんしゅうみかん、なつみかん、い よかん、指定かんきつ、りんご、ぶ どう、なし、もも、おうとう、びわ、 かき、くり、うめ、すもも、キウイ フルーツ、パインアップル
畑作物共済事業	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、 てん菜、さとうきび、茶（一番茶）、 スイートコーン、たまねぎ、かぼち ゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済事業	特定園芸施設、附帯施設、施設内農 作物
任意共済事業	建物、農機具その他上記以外の農作 物等

- (注) 1 農作物共済事業及び家畜共済事業は、原則として
その実施が義務付けられている。他の事業は、地域
の実態に応じて実施する。
- 2 果樹共済事業には、果実の損害を対象とする収穫
共済と樹体の損害を対象とする樹体共済とがある。
- 3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネー
ブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、
清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑及び
ゆずを総称したものである。
- 4 特定園芸施設とは、施設園芸用施設のうちその内
部で農作物を栽培するためのプラスチックハウス
及びガラス室並びに施設園芸用施設のうち気象上
の原因により農作物の生育が阻害されることを防
止するためのプラスチックハウス及びプラスチッ
クハウスに類する構造の施設（雨よけ施設等）をい
う。また、附帯施設及び施設内農作物は、特定園芸
施設と併せて加入することができる。
- 5 任意共済事業は、農業共済組合及び農業共済組合
連合会が自主的に行う事業であり、国の再保険、共
済掛金国庫負担等の助成措置は行われていない。ま
た、任意共済事業として現実に共済目的になっている
ものは、建物と農機具のみである。

2 農業災害補償法の一部改正

農業災害補償制度は、我が国の農業災害対策の重要
な柱として、我が国農業の発展と農業経営の安定に大
きく寄与してきた。

しかしながら、我が国の農業をめぐる情勢が大きく
変化している中で、意欲ある農業の担い手が創意工夫
を生かした農業経営を展開するための条件を整備し、
農業の構造改革を推進するためには、担い手となる農
業者の経営マインドの醸成、制度の効率的・安定的な
運営に資する等の観点から、農業災害補償制度におい
ても見直しを行うことが不可欠であったので、平成15
年6月に農業災害補償法の一部改正を行った。

本改正の主要な内容は、次のとおりである。

(1) 農業者の経営実態に応じた補償の選択の拡大

- ア 農家による引受方式の選択の拡大（農作物共済、
果樹共済、畑作物共済）
- イ 共済金の支払開始損害割合の弾力化（農作物共済）
- ウ 乳牛の子牛・胎児の共済目的への追加等（家畜共
済）
- エ 樹園地単位方式及び一筆単位方式の導入（果樹共
済、畑作物共済）
- オ 一括加入制の緩和（畑作物共済）

(2) 最近における農業生産の実態に即した補償

- ア 災害収入共済方式への類区分の導入（農作物共済）
- イ 共同防除に係る国庫補助等の廃止（農作物共済）
- ウ 死廃事故の共済金支払限度の設定（家畜共済）

(3) 農業共済団体の運営の合理化

- ア 農業共済団体の議決権・選挙権に係る規定の整備
- イ 共済規程及び保険規程の導入
- ウ 共済細目書の電子化

3 制度の運営

(1) 平成15年度における被害の発生状況及び被害に対 して講じた処置

平成15年度は台風6号、10号、14号などにより、被
害が発生したほか、夏期の低温・日照不足により北海
道、東北地方を中心として、平成5年以来10年ぶりの
冷害となった。

冷害に対する農業共済の対応としては、「平成15年産
水稻の生育状況に応じた農業共済団体等の取組につい
て（保険監理官通知（7月17日付け15経営第2168号）」
を発出し、被害防止のため適切な措置を講ずるよう農
業共済団体等を指導した。その後、「平成15年夏期の低
温、日照不足等による農作物等の被害に係る損害評価
及び共済金等の早期支払について（経営局長通知（8
月29日付け15経営第2925号）」を発出し、適切かつ迅速
な損害評価の実施並びに共済金及び保険金の早期支払
体制の確立について指導を行った。

低温・日照不足により広範囲の地域において規格外
米が発生した5道県においては、「損害評価の特例措
置」を実施した。

水稻共済金約1,000億円は独立行政法人農林漁業信
用基金によるつなぎ融資を活用し、平成15年末までに
支払を完了した。

平成15年度の再保険金予算額は、当初約254億円が計
上されていたが、予備費使用などにより対処してもな
お不足する額については農業共済再保険特別会計農業
勘定の積立金からの繰り入れを行うこととし、必要な

特別法（積立金の繰入れ）及び補正予算（再保険金の支払枠の拡大等）を措置した。

補正予算案と特別法案は年明けの通常国会において審議され、1月31日には衆議院において、また、2月9日には参議院において成立し、特別法は2月16日に公布された。

これを受け、つなぎ融資額に相当する国の再保険金は、2月17日に支払を終えた。

(2) 農林漁業保険審査会

農林漁業保険審査会（会長 前川寛）は、農業災害補償法第144条の規定に基づき設置されており、農業災害補償法、森林国営保険法（昭和12年法律第25号）、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）及び漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）により、当該審査会の権限に属させた事項を処理する。

農林漁業保険審査会には、農業共済再保険部会、森林保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の4部会が置かれており、審査事項は、それぞれの保険等について、政府を相手として提起する訴えに関する審査である。

平成15年は、7月31日に総会が開催され、委員の互選により、会長等が選任された。

(3) 果樹共済及び畑作物共済の料率の一般改定

料率改定期に当たる果樹共済及び畑作物共済の共済掛金標準率等の算定方式について、農林水産大臣が食料・農業・農村政策審議会（経営分科会）に諮問したところ、諮問した算定方式を適当と認める旨の答申がなされた。

これを受け、果樹共済及び畑作物共済について平成16年1月28日付け農林水産省告示第136号、同第139号をもって共済掛金標準率等が告示され、果樹共済については平成16年2月1日以降の引受に係る共済関係から、畑作物共済については平成16年産（たまねぎにあっては平成17年産）以降の引受に係る共済関係から、それぞれ適用することとされた。

4 農業共済団体等の組織の現状及び運営指導等

(1) 農業共済団体等の組織の現状

農業共済団体等の組織の現状は、平成15年4月1日現在で組合等数312、うち組合221、共済事業を行う市町村91となっている。農業共済事業の効率的・安定的運営を図るとともに、事業運営基盤の充実強化を目的として、昭和45年度から組合等の広域合併を推進する事業が実施されており、その結果、事業区域の広域化が進展し、市町村の区域より広い組合等数は277（うち

郡の区域を超える組合等数は176）となっている。

(2) 運営指導

平成15年4月10日に都道府県主管課長及び農業共済担当者を集め、15年度における農業共済事業の運営方針について説明するとともに、組合等に対する指導を指示した。また、4月11日には連合会等参事を集め、農業共済事業の適正・円滑な実施について指示した。

そのほか、事業別や地区別に都道府県及び連合会の担当者を集めた会議、組合等に対する検査の的確な実施を図るために検査を担当する都道府県職員を対象とした検査担当職員中央研修等、種々の会議・講習会を実施した。

(3) 団体等への助成

農業災害補償法に基づき行う共済事業及び保険事業に関する基幹的な事務を行うのに要する人件費、庁費などの経費を農業共済事業事務費負担金として負担しており、農作物共済、畑作物共済、果樹共済及び園芸施設共済の損害評価を実測調査等により実施するための経費、農業共済基礎組織（集落単位に共済連絡員を置き、組合等と農業者との連絡を効率的に行うような組織体制）の育成強化などの経費を農業共済事業特別事務費補助金として、農業共済事業の事務処理を行う農業共済事務機械化処理システムの更なる効率化・高度化の経費、大規模畜産経営における疾病の未然防止、迅速な診断・診療を可能とするための家畜群疾病情報分析管理システムの普及、家畜医療情報電送システムの整備などの経費を農業共済事業運営基盤強化対策費補助金として農業共済団体等に補助している。平成15年度における交付実績は、全都道府県46連合会312組合等で、農業共済事業事務費負担金529億4,119万円、農業共済事業特別事務費補助金2億4,292万円、農業共済事業運営基盤強化対策費補助金6億6,447万円となっている。

5 事業の実績（任意共済事業を除く）

(1) 農業共済への加入状況

平成15年産（度）の各事業を通じての延加入数は2,837千戸であり、総共済金額は2兆7,740億円となっている。

また、引受率は、当然加入制をとっている水稻、麦及び任意加入制のうち資産価値が高く病傷給付のある家畜については比較的高位であり、任意加入制をとっている畑作物及び園芸施設では50％程度、果樹では25％程度と低位となっている。

(2) 共済掛金の国庫負担等

共済掛金は合計で1,313億円であり、このうち国庫負

担は655億円、農家負担は658億円、平均国庫負担割合は50%となっている。共済掛金国庫負担割合は、農作物共済における麦については2段階の超過累進制（基準共済掛金率3%を境に50%と55%）をとっており、その他は定率で、畑作物は55%（蚕繭は50%）、豚40%、その他の作目（水稻、果樹等）については50%と定められている。

(3) 共済金の支払状況

平成15年産（度）において、災害のため農家に支払った共済金は合計で1,866億円（平成17年1月末現在）であった。

(4) 農業共済再保険特別会計

この会計は、農業共済再保険特別会計法（昭和19年法律第11号）に基づき、国の行う農業共済再保険事業を經理するためのものであり、再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定及び業務勘定の6つの勘定に区分されている。15年度における各勘定の収支の概要は、次のとおりである。（計数は単位未満切捨てによる。）

ア 再保険金支払基金勘定

当勘定の収入は、前年度繰越資金受入185億6,736万円、預託金利子収入126万円の合計185億6,863万円、支出は、農業勘定へ繰入109億9,330万円、差引75億7,533万円の剰余となる。この剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

イ 農業勘定

当勘定の収支は、収入923億5,873万円、支出922億4,324万円、差引1億1,549万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額1億1,549万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると494万円の剰余となる。この剰余金は、再保険金支払基金勘定へ繰り入れることとして決算を結了した。

ウ 家畜勘定

当勘定の収支は、収入437億9,349万円、支出319億6,185万円、差引118億3,163万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額115億6,977万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると2億6,185万円の剰余となる。この剰余金は、積立金として積み立てることとして決算を結了した。

エ 果樹勘定

当勘定の収支は、収入73億272万円、支出31億3,877万円、差引41億6,395万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額29億93万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると12億6,301万円の剰余となる。この剰余金は、再保険金支払基金勘定へ繰り入れることとして決算を結了した。

オ 園芸施設勘定

当勘定の収支は、収入39億4,502万円、支出25億4,985万円、差引13億9,516万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額5億2,106万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると8億7,409万円の剰余となる。この剰余金は、積立金として積み立てることとして決算を結了した。

カ 業務勘定

当勘定の収入は一般会計より受入11億5,964万円、雑収入等4万円の合計11億5,968万円、支出は農業共済再保険業務費11億5,968万円であり、差引733万円の剰余となる。この剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

(5) 独立行政法人農林漁業信用基金（農業災害補償関係業務）の事業実績

ア 平成15年度上期（4～10月）における農林漁業信用基金（農業災害補償関係業務）の事業実績

(ア) 自己資金

当期自己資金は、資本金56億円、準備金25億1,747万円の計81億1,747万円であった。

(イ) 貸付

貸付金総額は、前年度より繰り越された20億1,051万円と、当期中に貸し付けた22億7,517万円の計42億8,567万円であり、貸し付けた農業共済団体等数は実数15、貸付件数は43件であった。

(ウ) 回収

回収金総額は25億6,751万円であった。この結果、当期末における貸付金残高は17億1,817万円となった。

(エ) 当期損益

当期における収入総額1億180万円に対し、支出総額は1億3,041万円、差引2,861万円の損失であった。

イ 平成15年度下期（11～3月）における独立行政法人農林漁業信用基金（農業災害補償関係業務）の事業実績

(ア) 自己資金

当期自己資金は、資本金56億円、積立金23億6,347万円の計79億6,347万円であった。

(イ) 貸付

貸付金総額は、前年度より繰り越された17億1,817万円と、当期中に貸し付けた508億8,966万円の計526億783万円であり、貸し付けた農業共済団体等数は実数23、貸付件数は29件であった。

(ウ) 回収

回収金総額は507億3,482万円であった。この結

果、当期末における貸付金残高は18億7,301万円と
なった。

(エ) 当期損益

当期における収入総額1億4,148万円に対し、支
出総額は1億3,685万円で差引463万円の利益であ
った。

第8章 農村振興局

第1節 農山漁村及び中山間地域 対策等の振興

1 農山漁村の振興

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、そのような場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることから、農業が食料その他の農産物の供給の機能及びそれ以外の多面的機能を適切かつ十分に発揮できるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、農村の振興が図られなければならない。

このため、豊かな自然環境や伝統文化に恵まれた農村が、農業者はもとより幼児から高齢者まですべての地域住民にとって、また、都市住民からみても、活力と魅力ある地域社会となるよう努めた。特に少子高齢化の進行等も踏まえ、高齢者や女性が暮らしやすく活動しやすい農村の形成を図った。

また、農村においては、農家人口の減少と混住化が進んでおり、さらに、地域産業の経営の厳しさ、過疎化・高齢化の進展等によりその活力が低下している。

このため、農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進し、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよいアメニティに満ちた農村とするため、農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進し、必要な施策を実施した。

その際、農山漁村の有する自然、歴史、文化、景観等の地域資源を活用しつつ、また農村の有する豊かな自然環境との調和を図り、国民共通の財産として、個性ある魅力的な農山漁村づくりを効果的に進めるため、農林水産省の今後の施策の展開方向を明確化することを目的とした「水とみどりの『美の里』プラン21」を策定した。

また、少子高齢化の一層の進展や厳しい財政状況に

かんがみ、一つの市町村では対応できない諸課題が増加していることを踏まえ、平成13年8月に政府市町村合併支援本部がとりまとめた「市町村合併プラン」に各種事業を盛り込み、地域の共通の課題に対し複数の市町村が広域的に連携・機能分担を図りつつ施設整備を行うなど効率的・効果的な地域づくりを進めた。

さらに、農村の自立的な発展を図るため、地域住民が誇りと意欲を持って自主的な取組を展開することが重要であることにかんがみ、多様な主体の参加と連携による個性ある地域づくりを推進した。

また、地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、内閣に設置された地域再生本部において「地域再生推進のためのプログラム」が決定された。農林水産省に係るものとしては、遊休化している補助対象施設の転用等による有効活用、農地転用の許可申請手続の円滑化、バイオマスタウン構想の実現に向けた取組み、都市と農山漁村の共生・対流の推進等の支援措置があげられている。

さらに、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月26日閣議決定）を踏まえて取りまとめられた「食料の安定供給と美しい国づくりに向けた重点プラン」（平成13年8月30日公表）において、今後取り組むべき施策の柱の一つとして、都市と農山漁村の共生・対流が実現するよう、人・もの・情報が循環する共通社会基盤（プラットフォーム）を備えた新たなむらづくりを推進することを示した。

都市と農山漁村双方の生活・文化を享受する新たな生活様式の普及を目指した国民運動を推進するため、民間主体の「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」（通称「オーライ！ニッポン会議」）が発足し、広く国民に向けた情報発信等を行っており、これらの活動に対して関係府省と連携し、支援・協力を行った。

2 中山間地域等の振興

中山間地域等は、農家数、耕地面積、農業産出額とも全国の約4割を占め、我が国農業の重要な部分を担うとともに、国土・環境の保全、保健休養の場の提供